紀伊國名所圖會

三編　一之巻

那賀郡

内閣文庫
和書
類
八六六六號
二三冊
一七

内閣文庫
番號　和 8666
冊數　33（11）
函號　176　14

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫印
丙一〇一九九號

すべてもとより元の書にいう
也書記るふ識者の志すく
悪のを世ふ好こさ有り
とりるぬ
に紀州名所圖
會とて青霞堂のおきれ

はあるべき一巻若干あるべく
世小世古はるを(ヒ)ら所也又こゝは
加納氏はまたあるを集て次て
世と見られ毋と予は同しこのき
はなを小予はとゝと紀伊國い

第一

名すあ所からとてゝきあ
とはあのれい萬葉のゝ所へ
うはは関守のあつかりかあ
はあ四のゝはらこ誰の
尼ま母きくきこの所あ集はとを

さゝんまおそくあり
と汲年つゝんとすること
高野のおくあらい川まの黄砂の
ゝの代ゝ藻よりたをる珠をも
はらぬ集ぬきやんとはきんを

序二

志と車馬はるゝまりはく係窓の
中すゝ下かゝ川名所をかきこ
ゝ心いはゝゝよ此まきえ日人は
いさ月ゝるゝんゝ予と餘力
はき身をとゝの巻小川まの

きんいかるがの宮に於業をうけ此
こゝろにはれいかるを樂とす一生を
をしむ法をまもるこゝろざしをうし
天保八年正月
右大臣菅原孫丸

紀伊國名所圖會二編卷之一目錄

岩手大宮 六箇堰
疱瘡神祠
大日寺
東坂本 根来坂 根来門 根来坂居
塔芝 第弓坂居
羊宮
妙見社
中宮
明尊誕生地
安國寺
金剛寺
權現寺
櫻池
大木城
風森社 風市表
船主坂居
藤の井 花の井
五本松城 風猛山 猿岡山 古戦場
御所芝
湯山
鎮西満隆城址
釋尊寺
狩宿桃
志野神社 小竹行宮跡
長田觀音寺
恩賀坂居
信益継坂居
中津川 前鬼末裔 河内陀堂
粉河田 鳥井坂 粉川酒 粉川茂蔵 粉川園扇 粉川師 粉川紙治
天照大神宮
紙王舞田
若一王子社 黒箱
本山大神宮
馬宿村
名手社
茂坂 柳宿 一本松
藤の井戸
帝釋寺
八幡宮和鎮神社 中津川宮 粉木宿 粉川茂蔵
東屋峯 笠松 天中ヶ嶽
猿引
中山寺
誓度寺
大人足跡
粉河寺 四所天地 粉川
鎌垣行宮跡 鎌垣船
高野辻
名手川
至一上人誕生地
名手氏城跡
永津坂居
總堂寺
船津社
孝子勘兵衛
鷲鷺川 意看墓
國分寺
倉谷川
山王權現社
田中井戸 山吹森
植槻森
和田城墟
福林寺
延命寺
岩手里 岩手驛
安樂寺
白山社
白髭堂
袈裟坂 三塚
常樂寺
若宮八幡宮
一の宮
邉土村 極樂寺
春日社 城墟
海神社 海神池
薦坂濱
岩手大宮 六箇堰
闍伽井寺
古市辻
西方寺
土佛濱
春日川
若宮八幡宮
鞍懸松
鎮守社
良禪誕生地
大磯虎車塚
奉成坂居
傳法寺

国立公文書館

若王子権現
石田氏
四満所
不動
アカ井
イナリ

デアキヤマ
六ケ井
岩手大宮
前歌
つゝぬひとえ
いぶかしらむ
いにしへの
いまぐくの里の
ふぶきのそれ
ゆ一つ二九五

岩手大宮　岩手左宮村紀川の小巻ふり岩手左十ヶ村の氏神なり坂内廣瀬にして社邊桜樹多し

本社左三部大権現　右熱田大明神　両社とも壮麗なり　○例祭　六月七日九月十六日十一月十日は大祭なり

毎年六月晦日の夜丑刻より其式八神主一人祝宜一人本殿つけ[illegible]大榊を抜て社の神体[illegible]小[illegible]上八下井[illegible]村の一ヶ村と以て各々榊を立[illegible]

社邊地の勝[illegible]浅利の名[illegible]傍の民戸ふたぐ[illegible]悪消[illegible]

[illegible]バ必霊験あり[illegible]府下及近々の縁素[illegible]集して[illegible]

[illegible]に多く[illegible]地の間[illegible]数万人充満して[illegible]

本社の左[illegible]　○拝殿　○神楽所　并　御供所　本社の右[illegible]

六神合祀[illegible]　○鳥居一基　○[illegible]

本地堂　本社の左[illegible]　○鐘楼　本社の右[illegible]　○玉塚　本社の後[illegible]

国福院[illegible]を支配[illegible]

納む依て

名[illegible]

社傳云熱田大明神ハ日本武尊を尾張國より勧請し上古ハ社地の東熱田森より坐し[illegible]中古以降此地に遷坐し[illegible]て　其舊地今も御[illegible]

熱田氏ハ尾張國より勧請の時[illegible]

里神[illegible]も稱して崇敬[illegible]舊社あるゆ[illegible]小世俗野山に在し[illegible]時真教を弘めむが為小傳法院建立の志願を

紀三編一ノ三

紀して西國小巡[illegible]して城州伏見の稲荷社に詣でる[illegible]遠行を止め早く紀州に向へ紀川を[illegible]

救むる所を得べしとの神託あり[illegible]ば那珂[illegible]て紀川を[illegible]

[illegible]に果して岩手荘の裏[illegible]を[illegible]

を拾へる[illegible]は使[illegible]ざれば中略[illegible]より[illegible]て東寺の門に[illegible]

榜して券を[illegible]城蔕[illegible]ふ[illegible]券を[illegible]

券を還[illegible]といへども歳歳[illegible]して[illegible]を遂に岩手荘と上人

に寄附[illegible]志願を助けむ[illegible]て請て下司職[illegible]

[illegible]

山　正學房上人覺鍵傳法供料乃至代代可勤仕之狀如件　大治元年酉午七月日　平爲里判

年根来山に伽藍を創せん[illegible]て先當社を建て六十餘坐の

神を勧請して根来寺の鎮護[illegible]て豊臣関南征の

兵燹に[illegible]も社殿及金剛童子堂[illegible]宝蔵寺附[illegible]

紀伊守藤原清正

岩手大宮祭

記録等悉焼となりて春秋一夢とかりぬると昌平の御代に遇ふて再建造営し寛文九年に境内殺生禁札を給ひ日ふそくの類信仰浅からず大社の形や備はる

六箇堰　堰に南あ村乃勅岸にあり紀川を堰て数万石の田島に流ぐ此堰に毒丁月官井を掘ぐ今の堰に沒む此地下當石にして容易く流抜ることなく間ぐ数万代人ぶをんて當石凡十五間ぐらい穿ちて堰にしぐ遂に万代不易乃大堰

天龍山寶珠院岡伽井寺　同村にあり　真言新義　本尊阿弥陀佛　寺伝八すの立像にて聖徳太子代御作

當寺乃縁起に曰く今ハむかし弘法大師勅操僧都に従ひ我国持の法を傳へ此地に出ぬる修行しなる上時霊杖をふるひ自岡伽井を穿ち修法の急地にして此里の名を清水と名づけ多年も急此岡伽井乃清水にしてかの霊水ふるしを根来山繁栄の

とゞまりたる上意八田廊舞基龍堂宝蔵御供所小備りく社領も若干にいりをを

安樂寺　同村にあり　真言宗　根来律系院に属し　本尊十一面観音　鎮守　白山権現　天満宮　梅樹　古木にして枝繁茂義をり

二乗山小傳法院大日寺　水栖村にあり　真言宗　根来律系院に属し　本尊大日如来坐像　鎮守　寺の後に　○泉水塚　門前に弘法上人乃母堂の海禅尼史葬の地なり　六社の神を祭る　今ハあ　○石塔　寺の西の隅にあり母堂の石碑なり長五尺　○廟　寺の西にあり海禅尼の遺骨を埋め上人乃五輪なり　○春日明神社　寺の東にあり祠堂　小祠を建て一樹成植ゆ甚本社なり又生ーなり　自寺にして村民六人に組に所なり　○仏物大日三尊画像　興教大師　ト云ふ　○寺傳云肥前國府知津義徳捕使平左衛門平次亀元の妻橋氏ハ覺鑁上人乃母なり上人一度家を出て諸国を経歴し場を高野山に留え後根来城創造ありて母堂此地に来ると共に逢ふ當国小来れども根来ハ女人結界の地ふして上人乃妻

舟津社
大日寺
安樂寺
藥師寺

以一山の法用ひ給ふ世井より汲て日々にそなへ
いひ傳へ其井今も村中ふかくして水清冷潔白にして寒暑
ふを增減なくして又田園中に一ヶ寺石ひく勤操石
と号く是則傳教の遺跡にして稚くの傳説ありといひ其
側小享保年中日州の沙門法印憲勝一小碑を建ぬ

銘云　大師一名空海　經九百年
歡喜池水　惟茲井泉

密教山觀音院總堂寺

同村にあり真言宗新義今天王寺を本尊十一面
觀音木像にして古色あり境内小古碑一基あり天文
六年十月廿八日と刻む當寺八與教大師の草創にて
根来山所ゝの末寺の護摩修行のゝ宿坊にせしゝ
八雲御抄宗祇國々歌撰名所集藻塩草等に
本國の名所にして岩手庄中といひけるべし

岩手里

玉葉
そなたにいふまのびしわけ世よりいくせ里の名をとゞむん　從三位爲子
新續古今
ひかしの里はやまざとの花咲よりやるゞを和ん　後一條院御製
大木
さかぬゝ岩手里のいくゝもゝ広まで生ゝ白木梅枝　左近中將具氏
同
さそなくなどばひ日ゝ夜ゝ嘆ひいくせ里の山吹乃ゝれ　ゝゝ人まゝ

同

隣女集　山吹ちりそでれ里の春ようやはるかの花ふさてん　隆信

思ふともひるれ世やもるくび岩ゑ井里のいくそやくちば　雅有

南都五百首哥合　山吹のいくそその里に春やけら舞　前中納言具氏

同　ようとくとくもいそでれ里の名と花にん世る山吹の沈　権大納言為世

白河殿百首　里れ名いそでもちるくに松しの色ふ出る山吹のちか　為教

岩手驛　若山より四里尚沢より名ゑへ三里元和年中伊馬所とれ村中ゑ蛭子の小祠あり當時作屋とう勅使を毎年十二月廿六日此地ゑ市ける

疱瘡神祠　備前村ゑ昔ける伝曰某年第二月廿二日一の老婆あり此村の大西氏ふ来て宿せんこと我乞ふ主の曰我貧しくして迎ひ食ふ事ゑ能ハず辻老婆怒り来ると雖ども宿を乞ふ主人の芳志感じ宿を与へ主人の曰我ハ疱瘡神なり永く民庶を苦しめん且汝が舊恩に報ゆる為今より後大西の眷属と稱せん者ハ末世まで疱瘡なくしめんといひてそく去る大西氏ハ疫神と崇む

古市辻　荆木村領にて四ッ辻の東をいふ此地ハ号屋金屋より此ぐに移り乃ち根岡村ゑ古市と東西南北乃ち名と来る

船津社　岡田村　**祇神八幡大神**　**末社**　蛭子　大将軍

古老傳云當社八幡大神ハ神像遥倉より流れ来て此地ふ

宝に入ざるれば上人ちかひ此小庵を結びて母堂を往
世村中此事を六人に命じて孝行仕しめ給ひ園寺乃後
を地を浄利とし廟を建て塔婆を六人を度しく僧と
かし永く香花を手向め給ひしより堂宇荒廃甚敷
天正乃兵燹に悉烟の末と消て今い露乃かゝみを残
さず

蟹谷山寶幢院西方寺 同村山麓にあり真言宗古義新仏寺に属し僧一人役僧一人
名草郡出水村の密寺号を元文五年寒弘法大師小笹場の宮利にして天正乱後廢寺と元文五年
又倶哭して堂舎壮麗なりしと庄中小類ら一 ○**什物** 本尊阿弥陀像小の古仏多し
双を義を 又織神家乃古書西と糊

孝子勘四郎 国中孝子伝小南紀
忠孝傳小ふるゝ今畧し
南海遺稿云
勘四郎者那賀郡宮村民也齠齡喪父事母至孝貧無田宅寓
居里中一廬賞距廬六里餘僕役村家晝以服役夜輒拄家省
母如此十餘年無敢懈日年過四十還家娶婦生一男居二年
窮益甚迺與其婦謀相別鰥居奉母母既老且盲躬亦患聾時
傭作以爲活雇主毎爲設食輒受而不食必盛之一器持歸以

饋母母餐而後始餐凡其在膝下多方承順莫不罄歡鄉隣憐
其窮相告以賑濟郡縣具狀以聞公府命有司母子終身
歲賜米四石免命旌瑜錄其事以表章嗚呼夫勘四郎目
不識丁之一邨甿尒而今其孝若斯其篤且方其窮困艱楚之
秋其艱如此其勤可謂慈愛忘勞者矣孔子所謂難能者其亦
庶矣哉世之士君子學術有餘安居飽暖不顧其親者於其心
亦何如哉勘四郎年已五十有八子曰才次郎年十四其母時
年八十歲今年實享保十年也云 祇園源瑜撰

白山妙理大権現 小大池村ゝ山ヒケ村の氏神ゝ
○**末社** 九社 ○**古碑一基** 銘正平十四年十一月八日 書紀甚古雅
傳云長承二年覺鑁上人就前國白山権現を勧請し社頭
を寄附し社殿壮麗なりしを根来寺ゝもに衰へゝ
祭礼の恵蹤今も根来山中所々にありて古のさゝ想像
もべし

東坂本村 根来山の東北坂なりて西國順礼乃往来多く旅舎もあり根来山の入口ゝ河
弥陀仏乃碑あり天文二年とあり天正十一年とあり西坂本入口ゝ河弥陀仏乃
道遥院内府紀 碑多し 根来山中小古碑多し

うゝひをのかゝる山路うれ

白山權現
遍照寺
三部明神
金輪寺

根来院中古根来寺の塔頭なり一時山内の院々又尚村或ハ西坂本なるべし今播州の書写塔と並び賞さる根来の脇板に天正年間の銘あり小紙一つの板より製せり詳なるべし図中に云此板見聞もる内に右系図として銘あり天文十二年の賣券文なり東寿院内右系図として名あり東寿の院ハ根来菩提寺内の院名なり銘文乃右系図人名ならべし紀ハ天文比丘尼ハ一二行ハ載次

居尻

右京亮

トヽ

ハ

理福院

木

西ノ

市ト

福室院

ハ

二

銘

尭順

慶源

枚方

盆裏

三十

阿及院

為日拜

白坂兼次

折敷裏

根来周箱又根付小多一右拙みて

碁五郎或書云碁又帥ハ紀州根来東坂本の産なり根来近辺碁五郎製今絶なり

碁五郎の彫けり重箱又硯名なり本地ハ唐紫檀なりサシロの彫多一なり

ハ伏見乃産なり寛永十一年に没せりと此人根来盛もりし一時の彫物師の内ハ名人なりて天正乃乱に伏見に逃れ彼地にて没しなる由伏見の産ともいふ玩弄品保年間に左宗心左勝改るの名あり

土佛峠同村の小字塚峠中にあり峠まで二十丁山中加持水あり旱魃ふも涸ずむ

○産物畑牛房地の牛房柔にして葛藤溪間に押川今畑中畑紫色の山村れ地名を畑といふ此近郷畑牛房と云

鴛鴦川東坂本村に出て葛藤溪間に押川村あり其溪流を鴛鴦川と云鴛鴦合して薬滑に嘆狭に実に絶景なり毎年大晦日乃夜鴛鴦此川に集りて終夜同く其名を得たり寺といふべし

堀川百首

根城さむし岩波乃山川はけしくぬるを此すぐるかな　仲實

同

○古碑二基同所不動堂の例に倣ひ葛城執行者乃建なり故

銘　建徳二年霜月廿四日　大願主庭堅

意看翁墓押川村西小山林中にあり碑に月窓意看翁墓と記し

翁ハ勢州度會郡慈柄荘東宮村の人ふして姓ハ千葉乃代と東宮村に住る故小東宮氏と云歌学ハ駿河藩に奉仕

を鷲ノ鷲川
意看墓
深山
山王
九社
宝殿
万福寺
イカヒ公の墓

川
友も
いけ
むすび
うふ
を
拾栗山人
宮谷
滝山
イチリ山
カリヤ滝
白雪堂
八十八所
弁天
弁天坂
ツツラ石
岩神
龍石
鳥之宮

元和以後此地を采邑に賜る寄此地の勝景を賞し〻殺
仕乃後小庵を卜築して花をみだにん紙をもて老を養
て且遺云して死後山処に墳墓を築き其辞世の歌〻て
去の花秋はてをみち乃ひとれをもてつる美のひとれ山風

白鬚堂 押川村の東今畑村に六右衛門実伝乃曽孫文右衛門義貞と云て始て来り住
天武より古代なる山宮神社白鬚明神は南北朝に武名あるまでもそ子孫佩戸乃民〻あり村中氏神の末社白鬚明神は
乃祖の紀る所〻て昔近江国より勧請し某天皇より賜る旗及陣具をもて祭祀
〻に其家延元元年の勅書元弘建武乃御教書等三十六通を蔵せ元禄年中焼
失して今ハ古宮教庭ひろ元弘建武の文書〻ハ村名を茅畑と号し永徳の文書ふ
今畑と記せり其
一二を左に かく

新田義貞以下凶徒誅伐之事所被下将軍家之御教書也
於于御方致軍忠者可行恩賞之状如件
建武三年十月十七日　源國清 判
茅畑村白鬚一堂等致軍忠上者於更後諸方之給至公事
等悉可停止者也依将軍家仰執達如件

元弘三年八月十八日　左少将 判

塙乃芝 岩城郡を去ること東方十丁許西國分村にあり
田畝の間に点〻方一丁許乃芝生なりいま〻勝地を簡定
して建る所の國分金光明寺乃廃跡なり今ハ弥勒堂大門
鎮守拝殿等乃址の〻幾小祠なり中に大塙の礎石依然
たり梵唄響絶〻牧笛奏起る往古の悲系況べし
況此あ〻に布目にある瓦塼乃器孔を見て當時を想
像屋

延喜主税式云
國分寺領二萬束

三代實録云
元慶三年二月廿二日壬午紀伊國金剛明寺火堂塔坊舎
悉成灰燼
國分金剛明寺ハ今あれ果ること〻
去られば〻ひとり丘に佇る所〻もりてとるべ〻ひの夢も覚べ　首麻呂

國分寺
不動堂
西三八谷
東三谷
八光
本堂
国分寺
山王
安鳥沢
里神山
東国分村
地蔵寺

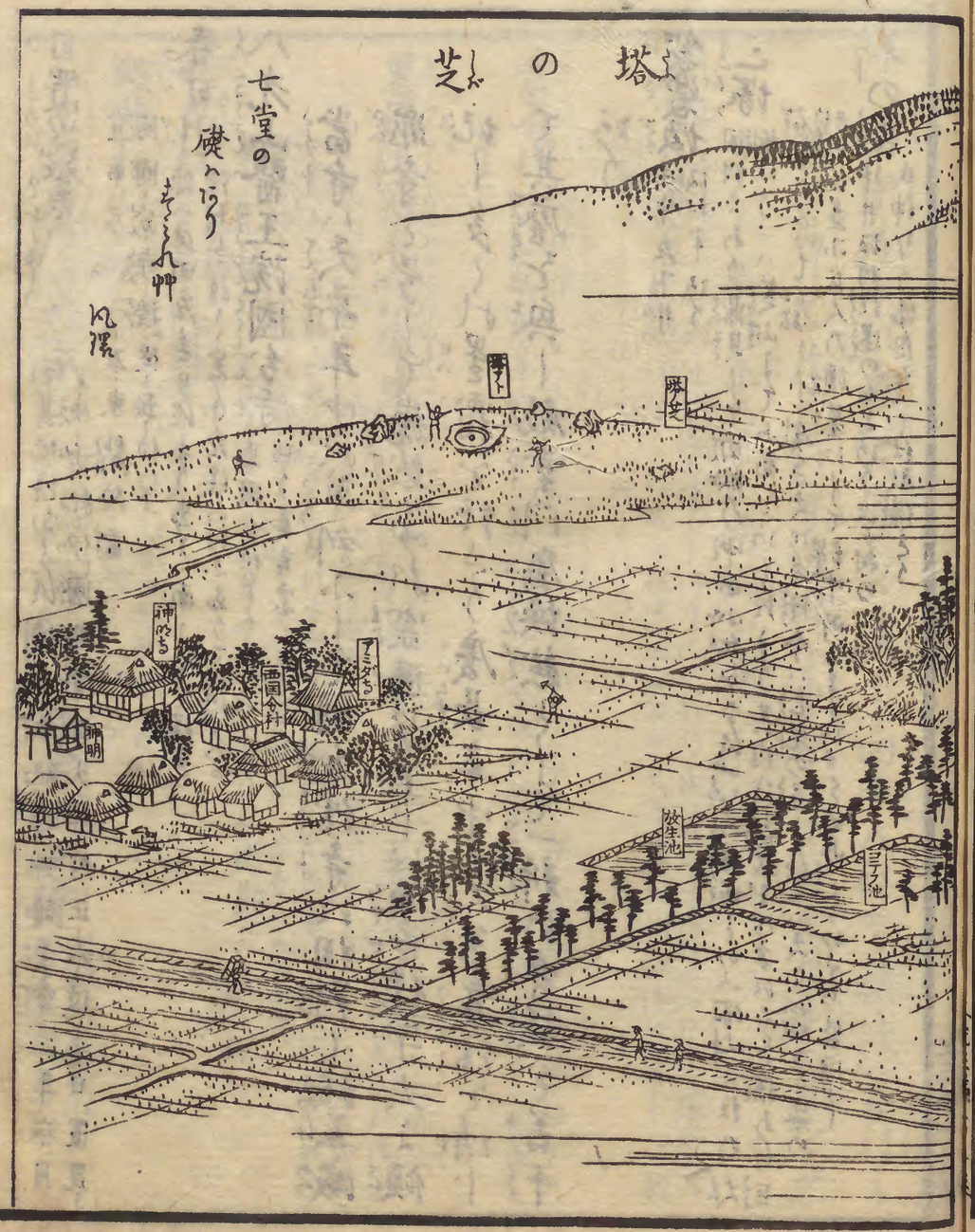
塔の芝
七堂の礎へいろ
神明
西国分村
放生池
ミヲヲ池

日置毘登第弓故居 其地洋々たり（續日本紀曰、神護景雲元年六月廃紀伊國那賀郡大領外正六位上日置毘登第弓、授従五位下、乃東國分寺に於て）

春日川 源八池田元春日池より出て南に向て流れ佐村を経て宮ヶ瀬村小西の村に入て紀川に入る

八光山醫王院國分寺 東國分村にあり真言宗

當寺八天平年中に草創ふして國分僧寺に相對し法華滅罪寺と号して巍然たる靈區なりしに中世棟宇大に傾き圮し多くは星霜を経て慶長年中古人等高僧を請じて其廢を興し殿堂門廡煥然として一新に寺領を若干

袈裟坂 田中元下井坂村にあり

二塚 同村にあり鼎足して田畝乃中に小丘を築き一を八幡塚と号し塚上に松の大木あり其内伐倒して其根を残す巨根今に見る一は大に穿て塚の形あり並ふ古人の墳墓にして或中所々にあるものなり

羊の宮 中井坂村往還の小にあり六ヶ村の氏神なり境内廣く社殿備はる

田中荘中に惣社八祠あり後に田中八社と稱し次當社なり其一にして末の日に守護神に坐せば正月九月末の日を祭日毎月末乃日小御供を備ふ 神主を石井

若宮八幡宮 尾崎村往還の傍にあり六ヶ村乃氏神田中八社の一なり 境坐乃社殿にして祭祀も多く神主社人等あり

舎谷川 海上川ともいふ源は笹山に出て尾崎乃間を潜て紀川に合流ス此川に温泉あり今は冷水と

恵福山觀音院常樂寺 花園村にあり 本尊正觀音菩薩 長一寸八分傳教大師倩来開基擅金

相傳上古恵福山觀音寺と号し中比春山乃領地なりしが尚寺より二丁ばかり西に七堂伽藍あり恵福山觀音寺と号し中比仏益退廢して尚寺は第五迄に成今

妙見社 上野村にあり田中八社乃一

鞍懸松 北田村より二丁坤にあり大礫の虎熊の彫物

山王権現 同村にあり十二ヶ村の氏神田中八社乃一なり 例祭 毎年二月二日 別當山王寺 法輪山一乗院と号し次真言古義

三會寺　若宮　手宮　實報寺

紀三編一ノ十五

三墳

ものいそぐ
むらくもの
つきむ
さのひ

鶴洲仙

国立公文書館
National Archives of Japan

神寶太刀二振 粉川國次作 鼻高龍頭

社傳云淳和天皇天長年中慈覺大師敕命を蒙り近江
國坂本より勅請せり其後此地八王子に御寄附なりしに
て社殿も洛に壯麗にして

源平盛衰記云堀河院の御宇永保二年山門の衆徒訴狀を捧く嗷
訴しけるに時の関白師通公中納言頼治と云侍を
召して只法に任せ防ぎしと仰せ給ひしかば
蒙る神民六人死して者二人云々去程に関白殿の御憂
に比叡大嶽崩て御所あかりと覚えて又東坂本に方
より鏑矢に成て御殿の上に来て思召る様昌俊
をして天せしれ給へ寢殿の御戸に付て法青
榊を立て祈りを成て不富の思召関白殿は憂もうつも山
王の法崇恐ろしく思召て程なく御頭のくらふなる

癒出来させ給へりと坂露あり牛馬衛に馳遠び輿車門
前に多し又大臣御母儀小政所御願を斜なりしかば
御祈をぐんぐん法云々託宣いくらも遠させ給ひ御腫物
金させ給ひて御心地本復させ給ひ紀伊國田中
荘八幡宮に奉れ渡り荘に奉れしも八王子小御寄附なる也
と聞く問答講として今日退轉なり

若宮八幡宮　中宮　鎮守社　並同村に居る田中八社の一なり

田中井戸　杉叢集藻塩草に書國の名所に窪村の東に五丁許に草おゝ生て
長さ竿なるに底なしなり又に福井しいあり是を田中井とも云
俱に田中井の名地なり又井は田薗に澄ぐるとて井は田中井とも云
催馬樂　太名加乃井止示比加禮留太那支川女川女安已女已安
已女太利良利太奈加乃已安已女　深草愚案紗云田中の井と
池をほりて水を溜んとて其ゆえ田ふもせつくを井戸と云なり
是あるべし八田に成るなり菓なるべしとい上菓なるべしとい上

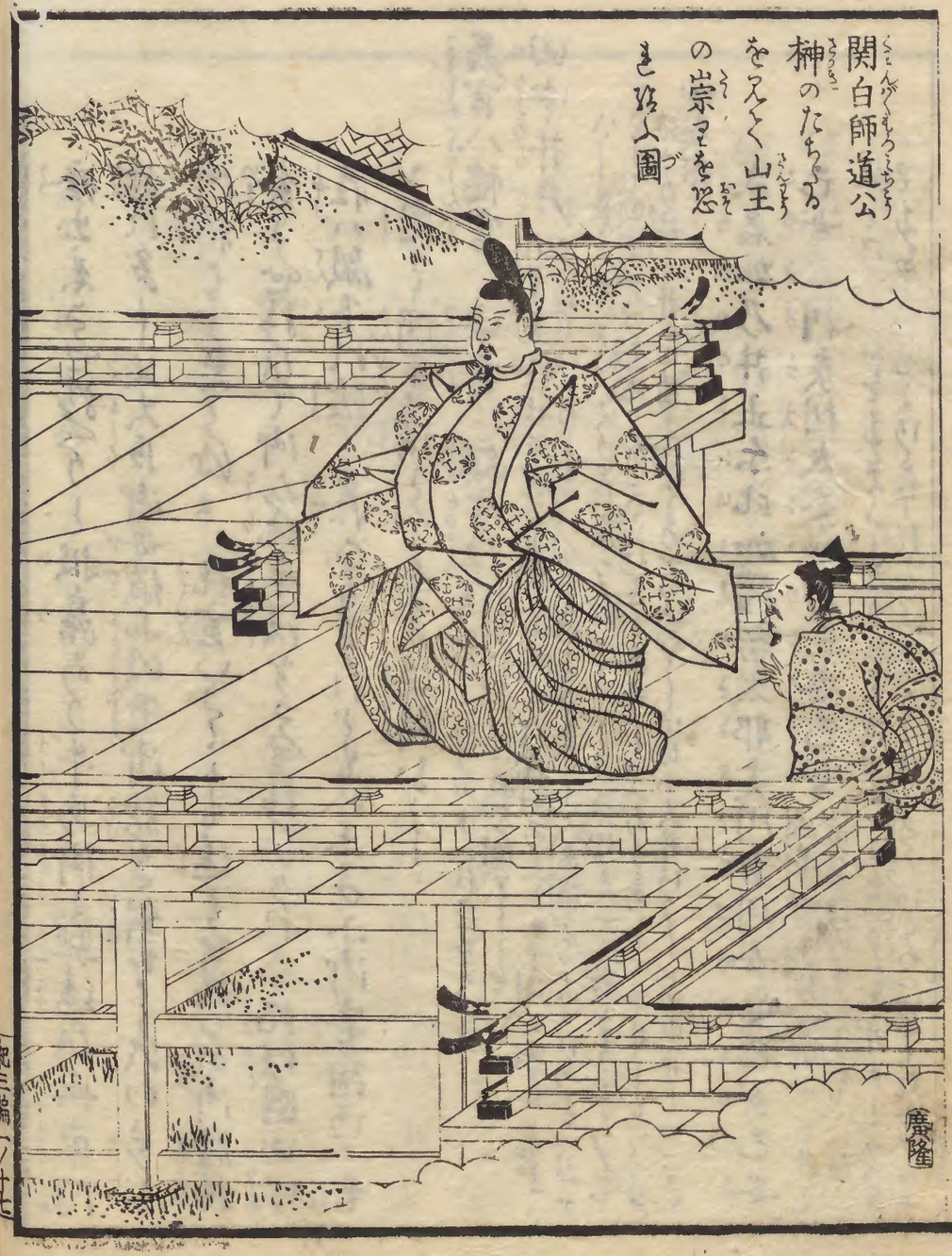
関白師道公
榊のたちまち
をそろく山王
の崇りを怨
き玉人圖
廣隆

田中の井戸
廣隆

家ひとつ
田中の
井戸乃
なだの
紫ふ
ひうさし
そよ
夕づく日
る
民部卿為家

べし　俗馬糞解云田中の井とハ田のあるゝ井所ゝ又水を引堰所ゝ
もいうべし　もゝくまゝるハちきのそれをいふ又樂もはやくめけばいふ
ハ今のるぎ水あひとゝいふこのこと萬業にるぎされ
ひのもも苗代のもるだもいふるゝ吾ゝめて歌くいふ

續古今
白雪ぞおくてのとゝ祈らるゝ田中井戸の秋風ぞ吹　入道前太政大臣

續千載
秋ふかみ田中の井戸の秋風に稲葉ぞ靡ぐ門の前　圓光院入道前關白

夫木抄
蛙なく田中井戸小日ハ入れて杉ぐらびく風ぞ冷まり　寂蓮法師

家集
ふゝかゝ田中の井戸に乃ゝそ埋ぬる井の和もむ　爲家

家集
抑ゝ打て摘ゝ苗代の苗もゝ田中井戸の水員ぬ乃ゝ　小待從

草根集
嘉ゝて出せゝ苗代の田中の井戸も水員ぬるゝ乃　爲冬朝臣

草根集
唐ゝ田中井戸ゝ水のゝ乃ゝも稲葉ぬ靡ぐ秋風　正徹

山吹藪　窪村竹房の堺ゝ　今ハ山吹もゝ　なし

續古今
咲ゝ乃苗代ゝ小新ゝ田中井戸乃山吹の乃ゝ郭　侍賢門院堀河

一の宮　竹房村ゝ竹房ゝ　村乃氏神なり　別當一宮寺　真言古義竜厳山法蓮院

明筭河岡梨誕生地　同村ゝ今神筭山放光寺　竜藏院ゝて真言古義の寺あり

縁起ゝ云昔弘法大師ゝ國を経歴ゝて帰山乃時此地の川
向ゝ小堂一宇を建立ゝ河字ゝ観音像ゝ安置ゝ其色ゝ井
杖ゝ立ゝて手ゝ法ゝ與さん人此里ゝ生るべゝとゝ遺ゝ給
ゝ乃ゝ手ゝ河字ゝ二百年の後果ゝて明筭河岡梨誕生
せり河岡梨年纔ゝ十一ゝして高野山ゝ登り明年祈親上
人ゝ随ゝ薙髪ゝ安暦三年弘法大師新向ゝ師資ゝ小
拝聽ゝて中院ゝ再與ゝ後大師又宮中ゝ歩ゝ乃ゝ小杖ゝ一
宮ゝ擬ゝ毫ゝ新向ゝ名ゝ以ゝ乃ゝ後明筭師滿仲公乃男釈
手寺ゝ頼尋ゝ浅ゝ廣沢乃法水ゝ汲ゝ又小野成尊僧都
ゝ統ゝ本山乃法燈ゝ授ゝ乃ゝ中院流ゝ以ゝ寛治七年検校
ゝ任ゝ治山十六年ゝ終ゝ承元年十一月宮中ゝ怪ゝ
曷ゝ祈ゝ仏ゝ河字ゝ年八十六一心院谷善提院の堤下ゝ入ゝ
南山九密教教ゝ以ゝ中與ゝ乃ゝ俗ゝ此師ゝ力あり

地系神祠村といいしを阿闍梨うの杖より黒系うるそ
しく生ずる伐ゑを神祠を竹房と改名し移し加れ
大徳乃至生の地ゐれば後年亦生利益此為小里人号
當寺を建く信仰尊ぶべしゑん

元亨釋書云釋明算姓佐藤氏紀州神崎人年十一登高野
山翌歳薙染隨成尊法師學祕密法初金剛峯寺自從營構
之始至此記二百餘歳院宇廢頽密學疎荒算慨念持明之
宗依正俱替苦修勵學度邁倫儔未終十年兩部職位諸尊
軌儀無不貫穿南嶺密乘再興者世推力於算嘉承元年十
一月十一日寂年八十六

良禪河闍梨誕生地 當地より
今俗ゐ

高野山往生傳云撿校阿闍梨良禪紀州那賀郡神崎人也
俗姓坂上氏云云永承三年戊子誕生其後隨中院阿闍梨
明算受兩界灌頂保延五年化歳九十二

植槻敷 所の茅葺と称して伐ると植槻の敷と称せ移し又此
の敷ゐ植槻敷ハ昊昊紀ゐ後乗ゐ
同一紙ゐ称植槻敷ハ昊昊紀ゐ後乗ゐ

邉古村 此村の民ハ行基乃末孫れ
役免作ゐ

邉古村の西南ゐ一村の名にして偽ると称
せ移し又此の秋ゐ
ゐ古京殖槻寺田中敷ハ三代実録貞観七年授大
和國無位田中新王従五位下と
ゐ山乃色をいへり
ゐ庚の時すでい備
ゐ文書紀ゐ事志ゐれば畧ゐ色ゐの文字

邉土山地藏院極樂寺 邉古村ゐ
ゐ真言古義
ゐ法大師江の嵩ゐて一万坐の護摩を修ゐ感ゐ
ゐ乃形もゐ甚奇

○什物 辨財天像 安國寺外ゐ什也ゐ一古の

○五十三人碑一基 銘 天正二甲申六月五日

相伴ゐ田中左ゐ
ゐ山傍乃村彩川左ゐ加勢又十に人を出し裏黄
ゐ紀川大水ゐて無事を乗ゐ
ゐ中ゐ一人配を通て
ゐ亡霊を弔ゐ毎年田向ゐ

安國寺 同村ゐ今ゐ天ゐ廃ゐ 天蓮山宝勝寺ゐ

本尊阿彌陀如来 行基菩薩の作ゐ

○放生池 寺の向ゐ

左清門督源直義朝臣ハ法名を恵源ゐ古山と号ゐ
佛法を信じ行ゐ
ゐ国を安じ民利ゐ
ゐ各州ゐ安國寺を創ゐ
ゐ古寺利再興ゐ
ゐ開山ゐ

本尊地藏菩薩

ゐ真言古義
ゐ法大師江の嵩ゐて一万坐の護摩を修ゐ感ゐ
ゐ乃形もゐ甚奇

ゐ紀川大水ゐ
ゐ亡霊を弔ゐ毎年田向ゐ
ゐ今ゐ天ゐ廃ゐ

ゐ法名を恵源ゐ古山と号ゐ
ゐ佛法を信じ行ゐ
ゐ国を安じ民利ゐ
ゐ各州ゐ安國寺を創ゐ
ゐ古寺利再興ゐ
ゐ開山ゐ

ゐ
ゐ
ゐ

国立公文書館
National Archives of Japan

春日山
春日社
東三谷
中三谷
西三谷

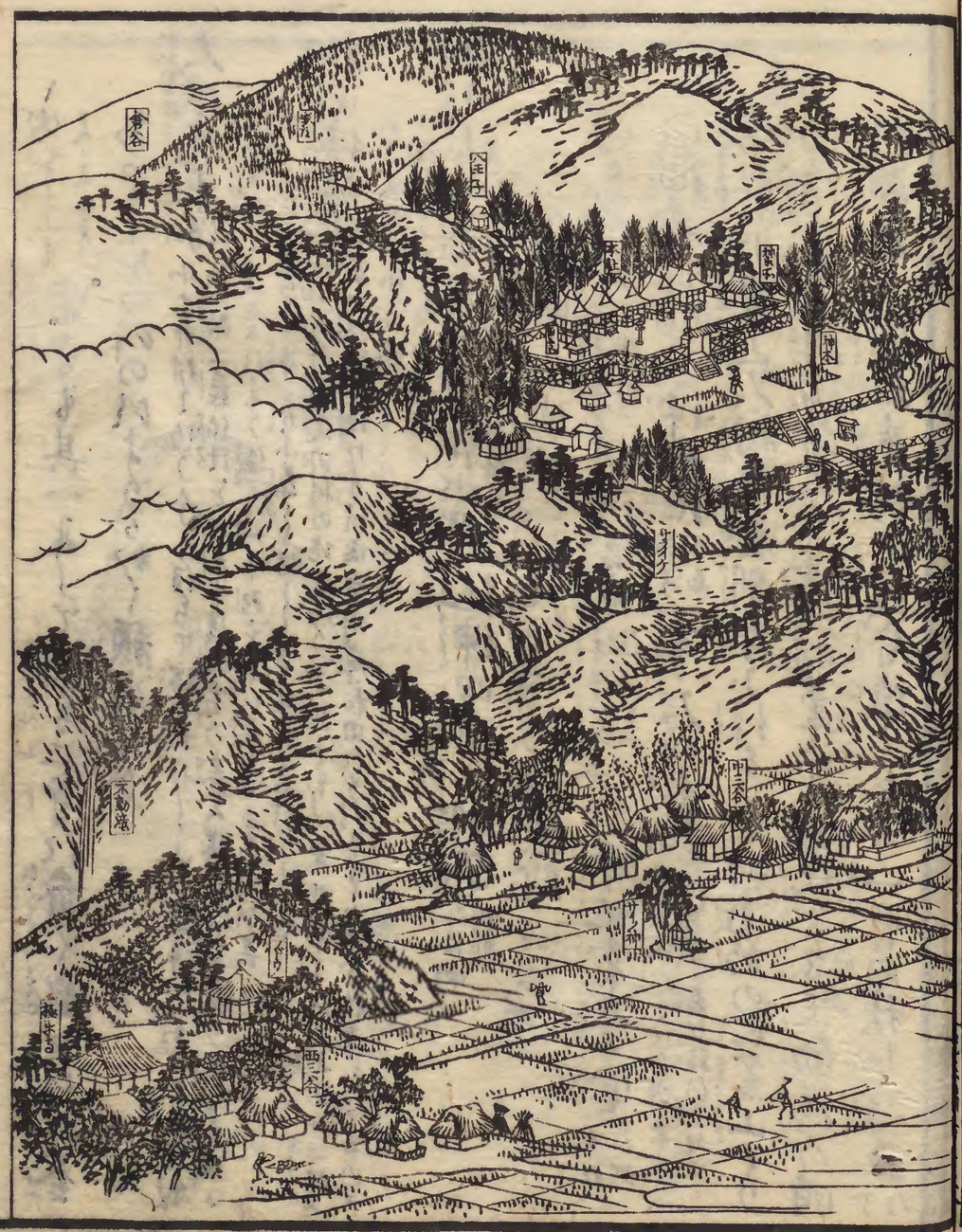

傳おど小も　當寺も其一にして國分二寺に齊く盛ん精舍
ちうしをいのけようかく頽廢す

大磯虎車塚　小大井村にあり今ふるて塚の孔なり〜ふる石佛を安置す我兄弟父の敵工藤祐經を討ん後時宗の妾大磯虎尾〜もり結髪の遊
乃峯村とも云に曾我兄弟の儀を病て死と云人義を重ずるの甚しい甚
髪しを元つ曾我兄弟車と共小葬〜塚〜〜車塚小名ばく〜〜

和田城墟　古和田村乃御皮田村の地より今畑〜もり東西南北の孔あり三浦
柿家一族の居城なり此城泉州岸和田にうつしを今其名を遺す

○又村中小天神

春日社　中之谷村の小春日山に腰し祀る　祀神四座　例祭　九月中の申日
此四方中の產土神なり

○若宮　天押雲尊　○小祠三社　竜王　橋姫　八尾　○神樂所　本社の側

○鳥居額　明恵筆　古雅なり　○神宮寺　春日山延壽院　○本地堂大日堂　本社乃側

○神木　乃側　○神取池　神木の西　すゞみの處　小名森垣内にあり明恵上人暑氣を厭て息い給ひし処なり

當社は明恵上人村中金剛寺小住ましし時南都の三笠山より
勧請しなる御神なり或は傳は明恵上人神託を受て勧請乃時
神職為ふ宿祢秀鑑也城守護〜なり一首の歌を詠り今乃

神主は秀鑑の裔なり

ちはやふる神垣や三笠山をも月をもとめて

春日山城墟　春日山の頂に林乃中に方凡間城が峯なり
太平記南方蜂起の條云
根来衆は十郎ハ味方に成て馳参じ與力同心の兵相集
て三百人紀伊國春日山の城に楯籠て二ツ引両の旗一流打立て
居たりける敵を忍地牲川三千餘騎の勢にて押よせ城の四方を
ゐまして一人も餘さず討てけり

○八郎が峯　春日山の前方オ天山に上る岩田八郎
付記の地なり山上に碑あり旅ふあり

○人馬谷　八郎が峯に東に埋むとて
牲川谷を埋むとて

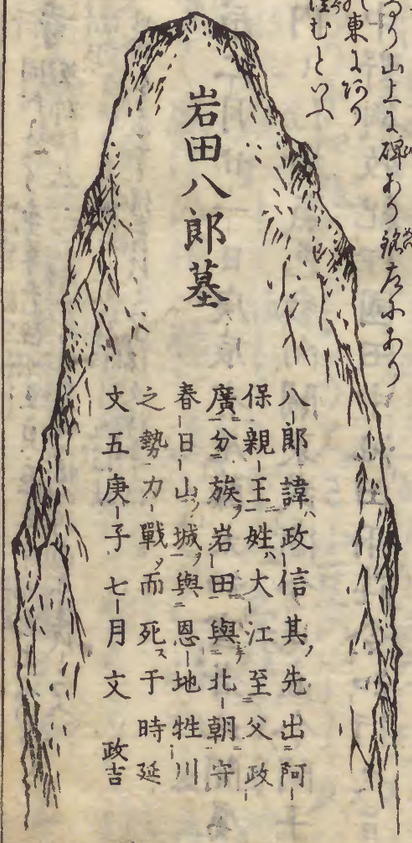

岩田八郎墓

八郎諱政信其先出阿保親王姓大江至父政廣分族岩田與北朝守春日山城與恩地牲川之勢力戰而死于時延文五庚子七月文政吉

建初山愛染院金剛寺 同村に宇尊毛染明王貞亟年中明亟上人の草創にして天正年頃の比栗林八幡の別當再建にて
俵藤太秀郷碑 堺内に一ツ秀郷此地を領し流俗法此碑を建て銘文伝なし

東鑑

壽永三年甲辰二月廿一日庚辰有尾藤太知宣者此間屬義仲朝臣而内〻任御氣色參向關東武衛今日直令問子細給信濃國中野御牧紀伊國田中池田兩莊令知行之旨申之以何由緒令傳領哉之由被尋下自先祖秀郷朝臣之時次第承繼處平治亂逆之刻於左典厩御方牢籠之後得替就愁申之田中莊者去年八月木曾殿賜御下文之由申之召出彼御下文覧之仍知行不可有相違之旨被仰云〻

藤原奉成故居 池田庄中城求る粉川霊驗記云 藤原奉成ハ大和國佐保住人なり生年の解脱上人の勧ム千日千反の観音ハ宝号ハ生年十一歳より南國池田庄に移住と當寺と城址文く殊に信仰乃思ひ有小彼宝号三年を經ていくども程なくして安貞二年五月上旬を病身小通くまた生ハ同月廿一日より腹中脹滿して苦病難堪只観音ハ名号を唱の庵に移居ハ六月六日乃丑の時に義想ひ病床の枕小有音云此薬を服をべしと夢を覚て夢ハ帰去河内を求ム老僧乃小をさして去ぬ夢乃衣の中に思惟をくく粉河の観音ハ授ムるなり疑て不れバ紙に墨をる物あり十四粒乃薬なり大さ小豆のごとくハ麻の子小ハ水に磨和して服をる小重病忽癒ぬ弟子特平復しぬ男女喜ぶく感涙ハ仏一粒を遺ざるを悔ム夜ハ明朝石を一粒を求得永皆中に納て皆も身を放ち乃播磨ハ書寫山の住僧貞霊と云りの去天福二年

二月十二日ふ當寺に詣でゝ此寺を佛法に隨ふ法を成
ぐ所ゝ沙門ゝ敬見を沙門
長さこゝ分計ある葉の中より生ずして種子いとゝ小
牧月を隔てゝ山花開開く遠近の輩ゝ城文ゝ上下目を驚
未代の不思議なるべし洛中より風ゆして武西南院より
孝至ゝ孝逆ゝ不逆ゝ奉成が田地の御下文を賜ゝ
出家して手今現存ゝ

乃文

撰集抄ゝ那賀郡ゝ郡ゝ所ゝ紀
伊奉成ゝ農夫ゝ大日小天

金岡山福琳寺

豊田村ゝ　真言宗　本尊釋迦如来　春日の作

縁起畧云當寺ハ霊異記ゝ見えゝ孔慈氏寺にして其後寛
仁二年伽藍再興ゝ勅願寺ゝ長元元年下総国
平忠道謀反ゝ時平直方中原成通等を遣して是を伐
ゝ官軍利あゝ同じ年源頼信ゝ勅して再討しむ

福琳寺

寄題紀陽福林寺　寺安後一條帝聖影相傳其所創建也

曾聞鳳宇樹林
白雲芳艸跡沈々
流風千載未消尽
猶有聖真留到今

荒川景元

海神社

其日當寺に行く敵徒綱代を行ふ世後に逆後速に滅亡しぬれば 叡感文に減ぐべ其比寺号をも金岡山福林寺と改め世後に今寺領若干なり

海神社 神領村にあり池田氏 紀神二座 豊玉姫命 綿津姫命 十六ヶ村の産神なり

例祭 正月 九月 初午日 七月十五日 十二月十五日 末社六祠 境内にあり ○玉の井 境内にあり古歌に みなそこ みるけを 乃彩 ○御鏡池 社前にあり池中小島あり 天正の兵火にも神鏡此中小島に世にまぎれず ○馬繋杭 ○二之拜所 御旅所 小祠あり ○鳥居 三基 一の鳥居は社地にあり二の鳥居は南中村 小祠あり三の鳥居は熊野権現の鳥居 ○神宝太刀二振 駿河國次作 弦巻明神奉

八月吉日作紀州池田

左海神前國次と云

延喜式神名帳

紀伊國那賀郡海神社

本國神名帳

従五位上浦上國津姫大神

三代實録

仁和元年十二月己卯授紀伊國正六位上浦上國津姫神 正二位豊海神

従五位下

社傳に云く豊海神とは豊玉姫命なる歟又の御名なれども名よりつ世の熊野権現の御代より此社地に遷坐し給へ浦上國津姫神は和泉國の海中より現出給ひ大木流れて紙に神座の小祠坐して遂に世地に鎮坐給へ二神社殿を並べ給へ流れ流れて故あるにして上古より宮社の別に神田も多く寄せ給ひつる小世の乱に社地さへ焼亡して境内殺生禁断を給ひ更に大社のかたち備はりといふ

神社村海神の門社の二侯に学ぶ

神領に名ありしなり

社殿も神のこゝろにかなひたまふ氏子も繁栄栄む 同

海神池 海神社の後に田園数万町に流れ

三熊山湯流流権現寺 新村にあり 本尊不動明王 長三尺 大師の作 真言古義

本居大平

○熊野三所権現社 境内より例祭正月十五日 九月十五日

○揚柳観音 水月観音と云伝へ

大磯虎守御尊像

○大磯虎石碑 境内ふあり碑面に王浦禪定尼と彫る大磯の虎の塚といひ伝へ縁起に富士の狩に出る虎の我兄弟父の讐を報じ給もいたる所にて死をるゆ紙数ひて居とあり兄弟の後世菩提のさ先遂骨武具等紙熊野社の神主山に納せんとて京まで来るに病に罹りて帰しぬ人ありて當寺ふも熊野社の神主をかたらひて虎を求めに来り里人寺僧等これを憐みて山地に葬り石碑を建て寺僧ふ持て仏事を修す

○什物曽我兄弟守刀 振袖

又堂中ふ曽我兄弟の位牌とのこるあり

曽我祐成自筆歌 虎の遺物

この歌ふ寺宝せり

杖 梅木にて造るなり

○什物 打鉦 大磯虎の遺物

古鏡一面 虎が塚ふ出るとい

南湯山十輪院傳法寺 同村より西へ一里 真言古刹

○大日堂 本尊の像

○大門 持國天

○鎮守社 内にあり

○東屋

○権現社跡 古松一本あり

○什物

摩尼山寶塔院延命寺 勢田村より西へ

本尊延命地蔵尊 脇士不動明王毘沙門天 なるを延命地蔵尊の縁起ふ曽村冨松氏の祖貞慶が妻ふ子孫を求ひ当寺に願を掛じて一夢をうけ子を生山の意品を大徳聖山大塔復興の待願なり掲ぐ

造功挺地直磨天湧現仰観多寶先豈啻南山呼萬歳

紀三編一ノ廿八

荘厳國土利無邊

薦坂峠 金剛寺より須あり郡中より和泉木村を経て貝塚に出る往還にて旅人松樹あり此辺より遠望すると上ハ龍門山より下ハ阿波の海迄眼下に

櫻池 中志野村氏神社の右にあり志野谷の水を引く堤長百五十間近郷の大池なり

慶安二年の春官命あり桜田と地より遠作にめり三ヶ年を経て功

畢るしれん柳を池のまわりに植る時ハ

又ハ樹と植ハ

産土神社 同村より西へ志村東屋神社

天聖二祝の塚あり

本社 東屋御前

當社東屋御前ハ上古より世所に鎮座ましませ共もかりそめ

る社殿なりしに元和年中桜池を作るを始くる以来奇霊

顕験ありけるふ因て更に本社末社共に荘厳ふ

再建おこなう尋で殺生禁札を立りまりといふ史を按る

ふ神功皇后乃御巻に小竹天野二社の祝合葬此事ありし小

竹祝を當社に仕まれる祝なるべし

合殿

○古碑二基 五輪の内左右に

ハ大人像小碑

小竹行宮舊跡 志所庁小志野南志野村の中小竹宮其跡詳ならず

いしい一説に産土の神ハ産土の神地ハ今跡して東夏冲前ハ則神功皇后を祀る云も

神ならばなり実の地ハ別に北辺にあり小竹祝の社

神功皇后三韓を征伐く帰り給ふ時霹坂忍熊皇子二王

を謀ひりと聞しかて南方紀伊国に指き給ひ日高ふる志子

應神天皇に奉ひく儀を新羅小及ぼし忍熊王を攻んとく

小竹宮に遷り給ひ一ぬ此時に適て皇時紀氏の祖内宿禰に

して多く此日を祈ら給人うまひて常来ゆくといひ功く

きば皇后も冲心中にしば紀直祖豊耳命といふ人を先

して此懐行ゆるゆぞと問給ふ時一人の家あり答ハ

阿豆那比の嶽にて二社の祝を合葬し死ぬるよし城奏し

給ふ不用く里人をはじめ多くやと問て

世語ひりるある人をみ出くゆ此地の神に仕る

小竹祝と是より東南方三里伊那郡の天野社に仕る

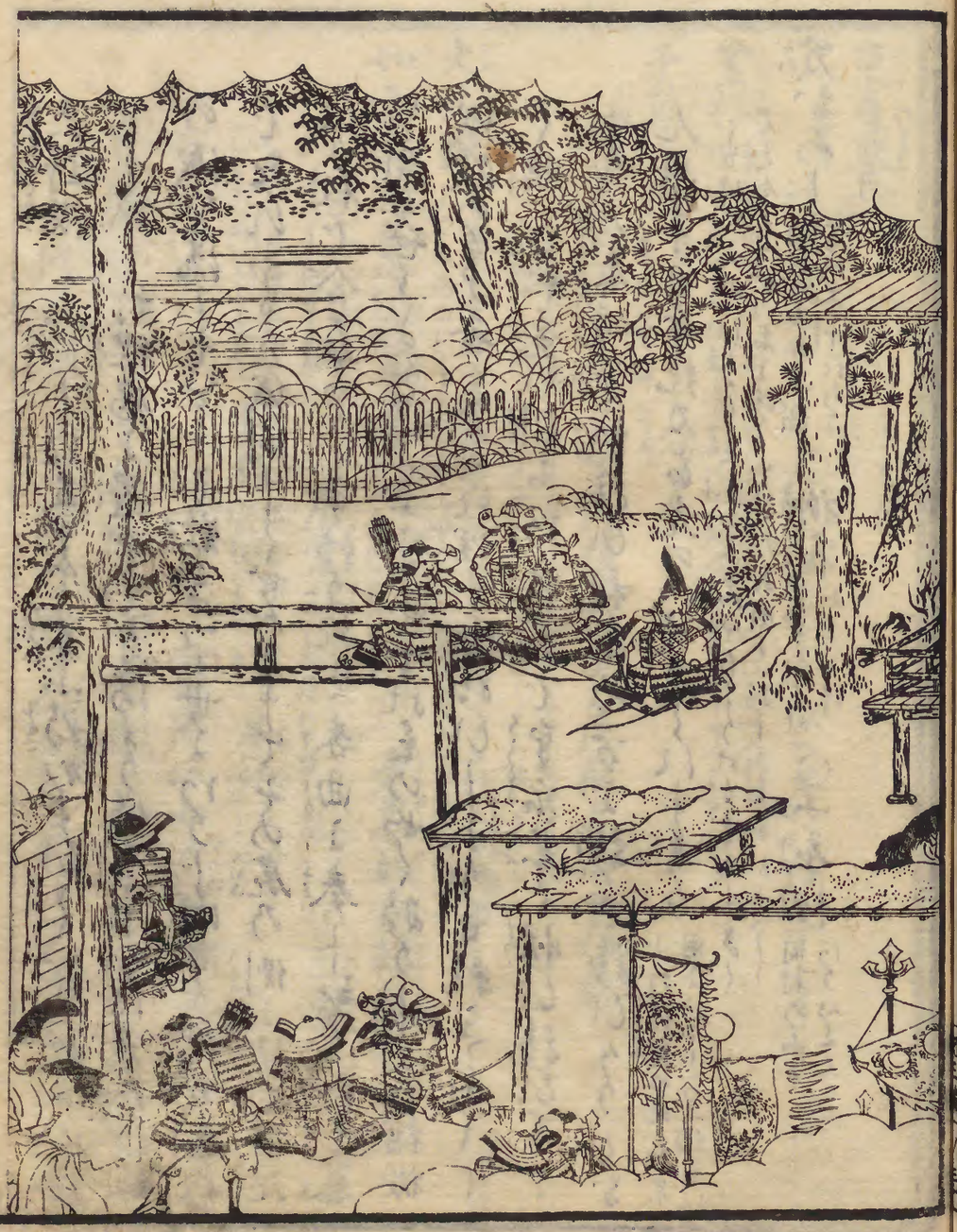

国立公文書館
National Archives of Japan

天野祝と云へる社あり紀友よりまふかしいくいて親しく結
ひ給ふ小竹祝病より躍りて身体ゆりうごかす天野祝血
の滅を流してなくなる歟とて世にうつり時ちう親友ゆれ
ど死しても穴城同じくせんとやてその屍乃側に伏て自死
にゆれむ合葬ひとしゆゆ伏と委曲に奏しもり即手墓
を開きせくるに実ふ実に其のかくのごとしこれ檀槻
城改めるゆ名実共に理ませ給ひしより日新さらくし
く盛て栗量の別ちなりられど皇后甚く悲び給ひてこと
ゆう大本帝を城給ひ和泉の方に新さ給ひしりもな
ん此事日本紀及古老の伝へ申すにより是なり

小竹祝実の地和泉国に今も此地天野にあり是志賀の名中古より此文書ふも多く
又今も二村の名に残りこれバ和泉国にはあるまじ

茂おろし 同村の小字丁 葛城峯中にあり ○柳宿 茂おろしれ 小十丁許

の行所

東屋峯 桜池の北に今東屋嶽と云葛城峯中なり 山家集

神無月ちるもみぢ葉に東屋の峯の松風ふくしぐれかな

笠松 東屋峯の麓に東屋明神新向の杉と云ふ形しよりて元和年中笠松と称へ来りしなり

千草ヶ嶽 東屋嶽の北に葛城峯中なり 山家集

ちはやぶる神のいがきの千草ヶ嶽ちぐさの花の咲かぬ日ぞなき

上人の赤葉を拾ふ所は欲茅に東屋峯の欲
当国の名所とも葛城峯にハ猶多し

大太郎 葛城の峯中にて紀泉の境なり郡中より此上方御乃
如意山蓮華院観音寺 長田村所村にあり 本尊如意輪観音 霊佛 世に小長田の観音と云

○楼門 西に見る ○居業松 楼門の内にあり 糸掛の乃を蓋し ○三重塔 近来の建立にして
壮麗なる堂塔なり ○鐘楼 鐘銘を刻る ○茶所 左の方

古老傳云む一沙門あり當寺に小中村領に竹房を結び
専弥陀を念じて毎日杉河観音に詣で有縁の霊像を得
んと祈る一日帰路老翁蒭包を負に遇う沙門怪

て同上篇包城こけバ則聖如意輪観音の尊像うり沙門
そ沙ゝ森じて金を奪ゝ弓る像を乞ふ篇を金と稱し
縁城ゝ〻免ゝ〻南都をけゝて去れ沙門茅屋うりて世俗
ゝ弓る其像を安置し朝懺悔悔ゝ弓る後奇瑞日に
新ゝ香花の客殿をもるせう星霜うつりて天正年中ゝ玉
ゝ堂舎焦土となりて弓る像のゝ洗ふ史実城免ゝ〻を
元和年中羅州の沙門道誉ゝ廃絶を嘆ゝて小堂城受
ゝ側ゝ僧房を築れゝ徒書ゝ雲を起ゝ寛文年間　國
君其地ゝ巡遊し興を寺門ゝ寄ゝ民屋の間ゝ接ゝる
ゝ不可ゝうゝと命じ給ひて今ゝ霊地ゝ移ゝせ水田差干
を営をて厄難消除乃沙祈願所ゝして再興の志を励
し給ひしゝよゝ一伽藍の場とゝもゝ弓る後厄除観音と稱
して毎年二月上午日ゝハ四方の道俗随喜聽礼しゝ弓る

糸ゝ沙ゝ懐くゝゝ悟稲麻のゝ　男女尼年の事中古乃
書ゝ多くゝ云ゝ和年ゝ歌
弓る書ゝ云ゝく今年七十三ゝ和年ゝ日龍蓋寺ゝ住
ゝ沙ゝ弓ゝ弓ゝ岡寺ハ尼をてんゝ沙ゝ弓ゝ二十三をゝ弓ゝ相人ゝ弓ゝ
しみの年毎ゝ弓ゝ弓ゝ和午ゝ日まゝ弓ゝ弓ゝ和しゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ

○古墳　大門の側ゝ弓ゝ何人
の墳ゝ弓ゝ弓ゝ

藤の井戸　同村の南岸ゝ弓ゝ弘法大師湧をゝ
ゝ持しゝ弓ゝ冷泉涌出せゝ弓ゝ

猿引　上四村の和猿屋垣内ゝして所ゝ住人数二十軒住
ゝ弓ゝ猿引ゝ由来の紀数ゝ弓ゝ事長けゝで載ゝ

ゝ弓ゝ引の猿ゝ衣裳ゝ弓ゝ

風森大明神社　島村ゝ弓ゝ長田氏六ヶ村の氏神ゝ弓ゝ例祭九月中午日　紀神三座　中央拝長戸郷右
嶽一王子右丹生明神

○末社　熊野天　天満天

○神宮寺　本社の側
家集　杉河寺ゝ弓ゝ風の森ゝ弓ゝ所ゝ

いとゝもゝ乱のゝ弓ゝハあぐゝ弓ゝ小嵐ゝ弓ゝ風の森

夫木抄

ゝゝみぐゝ風の森ゝ弓ゝ梅花ゝ弓ゝ弓ゝ多ゝ咲ゝ

拾栗山人

大納言公任

鷹司院按察司

長田観音
いのゝ多ハ
いなゝ長田の
叡山寺
瓜なすゝの
ちゝひ
白のもゝ
十二月
梅友

本堂
公衆

風市森 風市の森社 一名うり

そもそもこの川浪も去ることの松ちるる風市社

そもそもこの八雲所抄に云ふ也寺河内國法河郡馬馳市佐大夫寺と云ふ記に載せり

杉河八宗の図書に云

杉河寺の西南十八丁計に宮符小西限風杜といふる是なり

當郡の名所にて伊勢風宮を遷し科長戸郡の命と丹生明神の二神を祀りたるとぞ伝へり杉河の地主神なりといふ堀内緑行生

志賀の紅葉桜巻に南小馬場に紀川ちく横に流れ左右に水田陸田町を形し小に沃饒あり又社の前に清水あり是を松井水

いふもし童男行者杉河寺に詣れうちに九井を穿せ給ふ一なり

井のかたちに童男の腰魚石といふるにて東に松井村に流る

その〻風市村といふる是なり河別の長者杉河寺に詣るに〇しい

所なり又大納云云任々杉河に詣まうで次ふこの愛にて修せ給へふ

和歌あり

風市桜花

勝地得名春色寺林中錦繡百千枝花開花落憑誰力

左中將氏敦

日日東風風伯祠

中ハ祈もんにて[illegible]ハよりて感ずる武衛爲久

恩賀故居 杉井村の小畑の中ニ小ヒロ

杉河縁起 第一恩賀の事

恩賀ハ元和別當法後嗣なり清和天皇ゝ貞観年中に御示縁の事ニよりて恩賀ゝ[illegible]して當寺ニて七箇日の間日別ニ一萬卷の観音経を[illegible]御卷数を上奏せゝ小御悩忽小平癒を勅賞によりて法橋ニ任ぜらる于時恩賀系洛の東小當國那賀郡の廣田の益雄と云ふ者年来の遺恨ありて宇治橋ゝ[illegible]して殊害せんと擬ひ踏次ゝ人ありて此由を告ぐ恩賀心中ニ祝言ゝ[illegible]る[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

古尾銘

八幡宮氣鎮神社 猪垣村より二ヶ村の氏神なり

廢誓度寺 同村より北の禪宗

むかし粉河寺小十学生として佛経の深義を研究する比僧十人ありしが寺中に学問所を建て誓度院と号し僧侶を集め其後粉河寺大門建立供養の時由良の法師を導師として當所より請じける小釈門與隆上人功多くして張祐の名小九十学生より當院を國師に附與せしより道俗禪家乃寺ともなり其末子玉一上人永亨二年戌八月三院を猪垣村に移して清堂大に成り拙ろ小足利義教公帰依浅くして大慈山誓度寺と山寺号を賜い寺領も若干いつしかとも星霜移りて絶滅廣頼をも拙ども建長年中より明應のころの綸旨院宣願文寄進状下知状女院方より乃御下文等凡て五十

通称又什物もあるとあるて今ハ由良興国寺小蔵む
至一上人ハ瑞垣庶子河原村の人小田三郎右衛門の孫なり三
帝の女帝より於河寺の観音を信仰なり或時男子を産む父母
嫌さびしてる成長むるを不義なりとて子を於河寺大宮居の
り棄つ於て後隆を捨い書育次法性開山大門供養乃時
山見とあるをして分るとあるを羅髪して賞一といひ後至一と改む瑞倉
基氏卿乃帰依傍ひく頂徳の開るく放置なる徳を考へ永正年中瑞
倉ふく寺に墓ハ弱なる園西町家の後裔なるいと山上上人の事
跡ハ於性園明開山師縁起等に古平記井蛙掘等に見えるり新編瑞倉志
流業の人と
なるハ侯なり

藤井 義井村に属り於河 ○花の井 同村に属り
寺九井乃一なり 山門の行所

中津河 係ハ昔城山の岩くより出て紀川に入る此流の村を中津川村といふ
て於川と称合南流して没沙者昔城山を開くに際て於河村に分り大門前
前鬼末裔 中津川村に属り前鬼の子孫八人中津川村に住て熊野ふ
して聖護院宮より宿名を賜る亀岡式部西野左馬中井左京
中川仙馬と云ふ故ハ他村と婚を通ずに雷雨も相聚りに今ハ家
八家も多きて十八六軒ふる
是業に聖護院乃支配を受く
同村より出る丁石を建る十九丁 二社 左若一王 熊野権現相殿
右丹生明神 妙見善薩相殿

産土神社 属り丁石を建る

當社ハ役行者の勅請といひ伝へ社殿破壊の時ハ聖護院宮

より造営し修し且毎年聖護院三寶院の先達神前ふる
祈禱の大護摩修行ふり社前乃石燈籠正平廿四年と刻
む祠社前後行所舊跡と唱るるもの甚多し

阿彌陀堂 同村に属り 前鬼後鬼像 堂中
阿弥陀如来 不動明王皆古佛なり

○役行者并前鬼後鬼像
役行者ハ安昆盛ハ行者の自作と云ふ世にある像と異なり其木作りみて粗工なる
なれども皆能かふり行者乃像ハ彩ふ長く人中も長しなり壮
年の姿とかんみ左手ハ右手を指結ち右手ハ湯杖を執る行者ハ
木履ハ履ハ履ハ履ハ履ハ
ものを作りり

此堂ハ役行者の開基なり山門緒先達護摩修行の処なり
堂内に文安年中以下護摩修行の札を納む棟木に永徳
元年閏歳三月修理上棟執筆権少僧都寛祐村人等 若口光
重慶安郡重正深 弥宗久義宗有末 と書し 鞍口に 赤吉年中代紀あり 孫上
の鬼瓦ハ江湖に二枚づつ○を能各異なり或ハ怒或ハ
微弱堂の物ふるびされど結構大なり落慶の秋に向ふ

中津川
中津川
佐太宿
袋沢より
中津川へ
十八丁

湯沢井
奥院へ
二十丁

側より極楽寺と云天台宗此寺ハ村落より遠く清閑の地なれば律僧住持せしと云

粉末宿 同村の小嶺頂に樹成もる中に金剛寺よりの石壁倉あり

大人足跡 粉末宿の小丘にあり地の凹凸形足蹠に似たり其大六間幅廣さ所二間ばかり

五本杉 大人足跡の小丘にあり中津川村を去る東北十丁

粉河八景の詩に云

かつらぎやまの中和別より岑長くして紀の栗栖と云所ふつゝけ
ゝをもとをべく葛城と云麓より紀ノ多峰乎と云て峰なる小嶺小角修練の名跡ハ粉河寺の
根横嶺と云ハ是なり又乃至小熊峯ハ山腰に小熊峯ハ山腰に
嶺く白雲を附かぬ花の岑ハ白雲とあやし
中に山中雲くに村里ハ緑樹の雪ハ紅葉の日移りゆくを
くの美景ひゞくさて又横嶺の繁きハ紀波濤須磨明石浦
紀の浦く大和河内の方を望めば
紀ありて旅人乃ゆきかよもハ
葛城晴嵐

拾遺補闕致長

雲霽葛城山壑開嵐光常日最佳哉春花秋葉好風色

都映金園窮樹末

前八庵為信

かつらぎやまの峯もはれて山嵐紀の公雲

粉河町 伊都郡賀茂郡の中央にて北地高く南方ハ高野山に通ず紀川あり
香花の客多し商賈市廛を為す南町より西国第三番の観音堂あり
て商賈市廛を為す南町より田邑屋彩色帝とて尚所観音縁起と
礼道中紀ノ霊場記西国巡
○**鳥居坂** 粉河南の入口にあり昔大名居あり
弱く粉河寺縁起明神の御旅所
○**産物粉河酢** 町内宝屋九郎右衛門玉屋右帝右衛門の二戸
酢を製ス 花山法皇西国霊場を開き給ふ附粉河の溪流の
上中下三品あり製一近国にも多く出る故乳味佳妙
○**粉河蒟蒻** 町内製造家多し
製せ一名紀ノ方ふあくいる其形
紙巻と矣ゆるを
つくるなり
○**粉河團扇** 町内にあり屋敷と云て二戸にて製し和歌浦芝柄を使ふ
形あり形の二種なり紀ノ歌三首を記す其歌

夏草うちはらすまてとてとゝ[illegible]の浦風よはるせくハ　中院通茂公

此寺近代和寺集に載せ[illegible]細出ル益通和寺付浦のあ[illegible]
[illegible]国風を考へ[illegible]
乃おもひ集に[illegible]

行てみれはこの海浜かけよせしいそ[illegible]　武者小路実陰

秋歌の浦は芦色乃風のすゝきをちらすはけしせつる　高松三位実香卿

加茂家集　[illegible]

紀の海ハすゝしかりけり芦色より涼しかるへき風　真淵

○鑄物師　範頼左衛門尉と云[illegible]元祖ハ吹井福芳弘法大師御[illegible]の佛像を鑄[illegible]
[illegible]今ハ故あり[illegible]

○鍛冶国次　後鳥羽院御[illegible]

[illegible]

加茂家集

[illegible]

紀の海ハすゝしかりけり芦色より涼しかるへき風　真淵

○鑄物師　範頼左衛門尉と云[illegible]元祖ハ吹井福芳弘法大師御[illegible]の佛像を鑄[illegible]
[illegible]今ハ故あり[illegible]

○鍛冶国次　後鳥羽院御[illegible]

[illegible]

[illegible]

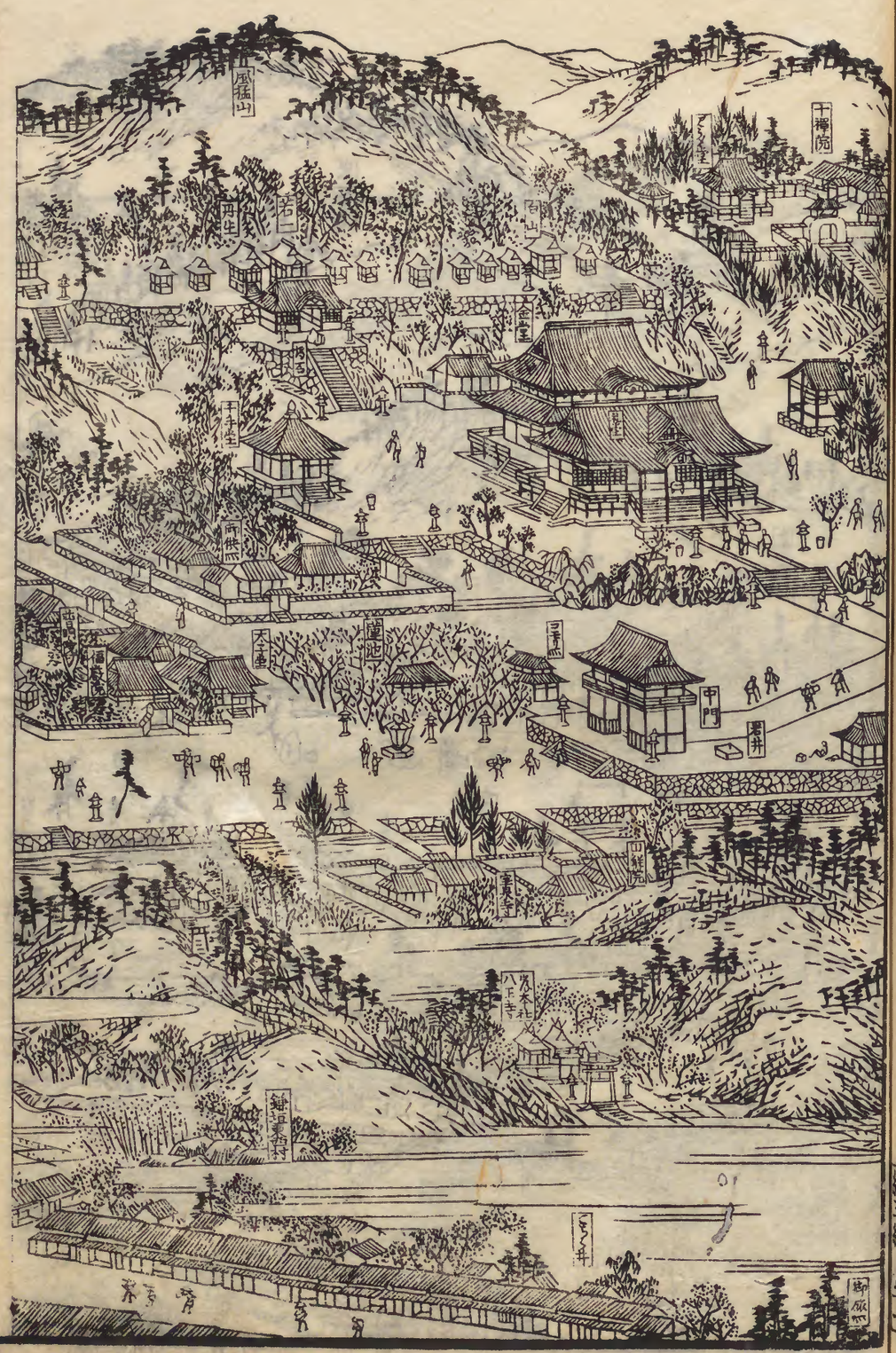
風猛山
十禪院
丹生
中門
蓮池
鎌倉名所
御厨子所

川原村
上丹生村
下丹生村
虎ヶ岳
城跡
鎌倉のあくとう
公家

中津河
大神宮
西方山

光孝帝陵
五本杉
光尾
夢谷
不動堂
出現池
藤尾
中山

又天小社二祠中門の外すこしゝ八幡弁財天春日の三社ゐ並ぶ弁財天ハ河内國渋河郡馬駈市住吉氏が女を祭るといふ

濡佛三社の例　上宮太子殿の西にあり　出現池　寺の辰の方十間許の池なりこれ所謂池の一つ

中鴻堂　出現池の為中にあり　三角堂　中為堂の例にあり千手観音

馬蹄石　出現池乃傍にあり　常念佛堂　池坊の墨にあり堂中の額

島山藤家の碑を納む銘に真観寺殿遠津門尊俗裏書に碁盤の端男島山

尾張守藤家後五位下管領永享五年九月十九日卒康正二年冬添持國

法血而立とあり又意永世八年藤家焼明料寄附状あり永享

二年四月廿一日義教將軍参詣乃時お國も儀式して此池に家人童男堂池

坊の東にあり寺男行者の子孫乃比丘や所池の住僧と一山の危僧と争論あり一時

紀も有りしが保元乃比丘や所池の住僧と一山の危僧と争論あり一時

佛像を撰て由良乃湊長郷に安置し後三百三十三年を経て

文明十八年に義政卿の寺男堂の前に九井の地蔵堂　西南にあり　不動堂　地蔵堂の西にあり　傳大士　不動堂の

一ツ大石を以て蔽し　南にあり　稲荷社　殺生禁札　大門の内　東塔　西

塔　康和三年紀伊守朝　地蔵堂　十王堂　毘沙門堂　護摩堂　並に

補処乃草創なり　慶長基礎　大門　施音寺堂まで二丁許わく入る昔ハ二條院の震筆にて

額を掛たりしが後世兵火に焼失に成る

集ふ氏額の　念佛堂　大門前にあり　蛭子社　大門前　下禁札　大門橋

沙汰あり　光寺乃長の

大門前一丁許にあり　わくやの井　大門前ます丁許　茶師堂　寺堂乃艮

九井の一あり　方二丁許に

あ

富山ハ　光仁天皇の寶亀元年大伴孔子古といふ人の草

創ふして西國三十三所乃第三番にあり天下ゐ張ふか

ら霊場なり抑此地わく葛城の嶺連りて山足南方に巡

縁して別に一峯を起せるを風猛山といふむかしハ林樹蓊

鬱して人跡稀なりしハ含獸乃類愛を湛てをるざ

るこのかた其近郷に大伴連孔子古といふ武士ありき

其子を永主といふ永主ハ鎮守府の軍曹ふ任じて將軍

の旗下に属し奥州にあり孔子古ハ射猟弋業にして常に

風猛山乃樹林に入て幽谷を跡じて身城樹上に屋

し鹿猪猛獣を殺ひ或ハ孔子古が左の眼眼にして

ありて光明赫奕として大空にほどある光あり孔子古奇異

の呂いをもつて樹より成りて光明を放て其所に住けで
往来絶ひて其光遠ざかり来るべ又年のゆくふし
く更に定まる所おしかく光を現ぜるを三世諸仏及
びて中〻其地を徳ありて孔子古仏と号し中ゆるを
宿因ありてばこれを知り瑞光あくまでその地よりて
くい精舎を建て仏像を安置しまうでやしてまづ
業者を結べるをうしもいかうふしに童男行者来り
て孔子古仏家小寺宿せんと申ば色ふを人ものと送る人
行者喜悦して檀越や何ふまれ那人とおもうば我助け
まゐらせんといて孔子古仏光明を放て地乃仲唐り仏
像を造らんと思ひ給へども仏師なくていまだ造り果さず
るようをかゝる行者送りわきい仏立ふ〻給へ我を
遂させまゐらせんといて孔子古仏うれしくまづ此弟

子を法界寺生れたるうてい孔子和主奥州よりの長途安程
ふ帰郷をんゆを祈り給へ我と思ひ立しなりて即
行者を結ひて先草唐の地に住ゆり行者孔子古仏
申ひて七日ようちに仏を作り給へ我しされ
どもの呂ゆゑ来て又造り呉らば孔汝宅り
住ゆ門を叩むものと孔汝来り給へ必新仏を拝せん
といひ契りて行者を仲唐に入りて戸を閉ぢ孔子古仏宅
に籠りて七日の呂精進潔斎して居りしかく門
を叩く参りまバ孔子古の仏像乃造り成給へんと
申出るに人げもなんそび怪しく思ひ法かの唐に住て
ゐまバ行者ハなくして金色の千手観音の尊像自然り
出現し給へり孔子古の歎喜大なる形ばこれより弓矢
を投うち猟者成唐〻孔子仏法ふ帰をしとゐむ

小河内の國淀河郡馬駄市に法伯某といふ長者ありて世
に法大夫といふ其妻女病み沈み留療をほどこせども更
に験なくて殆さにつまりぬ加の行者を家に招ひて千手陀
羅尼を誦し祈加持せしかば其病ものごとく形容癒えぬ其
人の喜悦かぎりなくて家小財なる所のほどこの衣物を悉
布施をしれども行者固辞して更に受ず鞭付帯一條を受て
帰らんとせし主人あくまで留ひて其住所を問に紀伊國那賀郡
風市村粉河寺と答へて遂にいづくにもなく立去りぬ法を
支よ給こびのほどり家着を求ひ教声に帯施をおきて
風市村に尋来りぬれど粉河寺と号る寺なかりしを
いぶかしく思ひて古人にとへども去べせんなくて
山中を彷徊しに谷に渓流甚白く粉末の如き物ながれつる
を尋ねそこの粉河をたんと喫うて流に沿ひて林中をか

ろうじて草堂一宇ありけるを其時日既に暮ぬれば屋の戸を
開きて入るに小燭もなくて暗く佛像はいとえざれども花と
採り几帳垂くうちかけたりけるに人痩せて婦人寄臥
なりしれ数年ぞと佛前の燈盞自然に火を點じ堂内煌
くかがやきぬ法を思ひ法を起して仰ぎ見れば
観音大士の尊像のあるを形ありとうれしさに行者
小施し鞭付帯も観音の御手に繋まりたるに行者は観
音の化身にて在ますかと感歎礼して一家悉
出家し剃髪して仕へ奉る又伊都郡淀田村の婦人刀
自いかれ草庵の掃洒をもぐれ己が家を移して新に丈
堂を建て那中名手村の女某は己が宅を壊ちて礼堂に施入
しけり行く精舎の結構倫りて物珍しく美を揃い福を
拾く営繕ありしとい教を考へ正暦二年冬　華山法皇

を熊野山より御下向の次て當寺ホ通路し給ひ　後白河
法皇ハ當寺に藏主房三尺の尊像を移して京都世之間
堂の例小千手堂ハ中尊とし給ひ掃閑家も亦信仰厚
く永承之年ハ宇治殿永保元年ハ系極殿康治三年
ハ知足院殿元久元年ハ松殿先師を造ひ系給ひ
將軍家ハ慈永廿八年足利義持公永享三年ハ足利
義教公ハ御墓所と世ホ香華を致給ひ都鄙の士庶
の那系を引とをたゝ堂塔も手敷凡て又百有餘年に
及びし戦天正年中豊臣國の大業ハ西ハ皆一時の焦土と
那ハ慶長以後天下治平ホ屬して慶を起し絶
を繼ぎ稍古ホ復せる戦得給ひ後又屬自火の災ハ
いくども再逢の功速ハして福奥此災ハ加ハ実に盛な
る霊場といへべし

大政官符　紀伊國司
應免除粉河寺所領鎌垣東西村四至内雑役等事
在那賀郡
四至東限椎尾水無川辨財天南限南山峯
西限風社柴尾門川辨天北限横峯
右得彼寺永延二年十月廿日解稱謹案舊記此地白粉流
水時現神變之相黄笠放光屢示希有之瑞點處而發願結
柴而搆庵未及人間之力功顯紫磨金之尊像以之稱粉河
寺以之号自然佛矣于時大伴連公孔子古奉爲公家以去
寶龜年中所奉造也玄武山峙於後靈嶽雲聳北闕之臺青
龍河流於前法水浪唱南無之聲自來以降到今無懈怠就
中奉祈國王聖朝實祚獻上年中兩度御卷數殊蒙　宣旨
既爲御願奉修之庭加以斯寺千手千眼之光明好照心懐
之暮暗三十三身之分容亦現滿願之曉晴三維北方繞仙

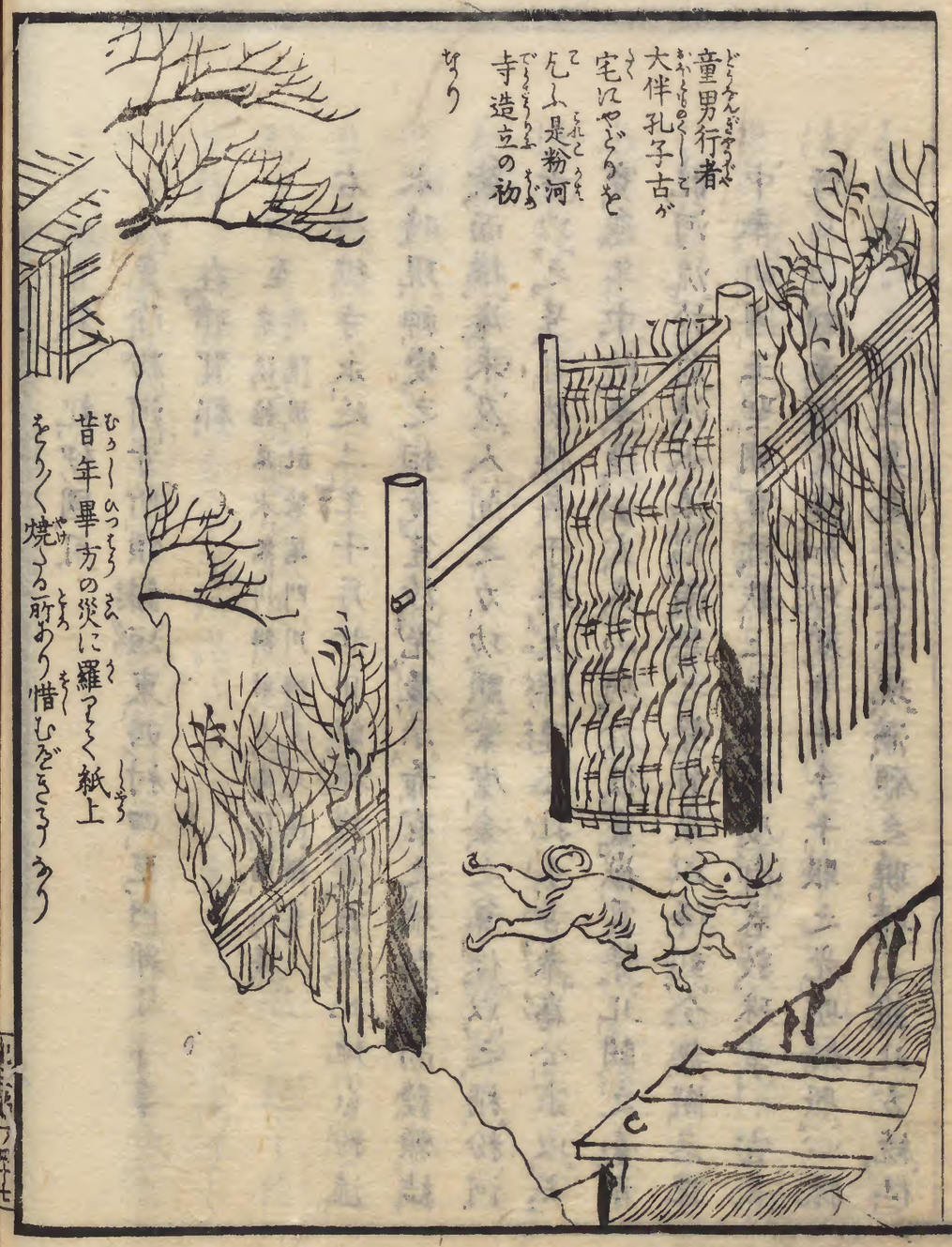

童男行者
大伴孔子古が
宅にやどりを
乞ふ是粉河
寺造立の初
なり

昔年畢方の災に羅てく紙上
をうく焼る所あり惜むべきなり

今其侭を寫せり
下の二圖も
此ごとし

廣隆摸寫

大伴
孔子古
千手
觀音を
拜し
廣隆模寫

河内國佐太夫
參詣の條

粉河寺に藏る所の繪縁起ハ
鳥羽僧正の筆といひ傳へ今以上
三圖を抄出す

洞而爲鹿苑一角南面有拜路而住麓人所謂鎌垣北而已
時代變改附負臨時雜役責陵三綱住僧弟子職掌人等爰
堂塔房舍從風破損參拜貴賤競浪往還修理造作補讓裝
束以件雜人令勤仕代代國司免雜役租稅官物永爲舊例
而郡司背其旨差課雜役付煩公事愁在斯望請官裁因准
傍例給官符在國免除四至之内臨時雜役將停國郡之責
休寺家之愁奉祈鎮護國家者正三位行權中納言兼太皇
后宮職權大夫右衛門督源朝臣伊涉宣依請者國宜承知
依宣行之符到奉行

正暦二年十一月廿八日

坊舍二十二箇

御地坊 出狐沈の西にあり當寺の頭坊小にして宝暦四年高石を寄附せらるゝ坊
圓解院 中門の外東側にあり 寶泉院 圓解院の西にあり 修德院 獨鈷山の下にあり

普明院 そもそもの初にあり 威祥院 普明院の西にあり 恵門院 威祥院の北にあり
古祥院 恵門院の西にあり 至誠院 古祥院に隣せり 福嚴院 玄弘堂の東にあり
松壽院 某師堂の例にあり 德壽院 明光院 蓮乘院 若行院
福壽院 龍勝院 良福院 圓藏院 延命院 九ケ坊呼称にあり

○律院 本堂は民家にあり此地昔古の宝塔地にして近来律院を草創して本堂薬師院と号ス
本堂 薬師殿と号ス之字の額あり亞相老公乃御筆なり
上玄門 宝鐸院と号ス之字の額あり亞相老公乃御筆なり

○六社壇 本堂の後方にあり社殿六社にあり
鎮守二社 紀神 若一王子權現 丹生大明神 小社九祠 護寺社の左右にあり神祇三百
權現社吉野共八社一言主社此番神社 伏見社天照大神社 熊野三所
日吉山王社白山權現社多賀社等を祀る

此壇上にまします御社建ちびろいと神くしく中ふも
鎮守乃若一王子權現は東野村より遷し奉り丹生大
明神は名草莊本山より勧請し奉る所ふしてもも
よ大律紀ちゃ

○例祭毎年六月十八日ゆう此亀ゝて い張り一ゝ礼奈礼なり
相応の儀式礼を新ゝ記あり要文をもゝ載れ
十七日の祭まゝぶれより彼車楽とゝ抱ゝ多く引入て亀
なゝく皆火ゝり一ゝ抱ゝ抱ゝ ゝ ゝ

して圓を立出せる姿ぞうみ出せるん昔ハ女の馬か
どに乘る時を笠に藤縫を長くあれ是ぞよそよ
又ハ人えねる四ちのいぐくみも神ぞ古代ぞ
ぬり方ためぐられる多ぞ一般次ぐ神絵載る車
二両又美い彩絵もぬり数形ぐ掘るぬり彩を馬に
のまれ二人祈る二人法師ハ興ぬ乗り又駕籠ものれ
るも歩るもぬり甲冑武芸長刀を持若ハ又人中ハ
騎馬もぬり彼随兵も今日ハ纏を乗り如衣ぬし者
十人あまり是むじ中くいれく編高一尋ぬし者ハ
又人間扇二本竹をぬり細めて花の形ぬどかぬし物を
持る者多し次ぬ神輿ぞ中ら力持ハ中津川の者ハ
人ぬり言ぞに彼だん尻といふものを曳なり主縁さ
ぬハ皆同しぬぐれども絵ぬ焼義して一間ぞ小一間で

うれ毫小車をうけ綱をぬ引ぬ後ぬ押ぬ者ぬ
又下屋ぬハ幕をし引ぬれ敷ぬして古致ぬ笛之味
線ぬどぬりぐぬぬ掘ぬどれぬ古致ぬ笛之味
本地彫物ぬぬ彩あり世ぬも人数多く乗ぬり灯籠の
上下ぬぬ狩ぬ紙ぬぬどぬどの少ぬといふものを
引ぬ上ぬハ結笠被ぬ乗ぬりといふ物を竹と細
くぬぬれ竹ぬを結ぬり次第ぬどみぐぬ換ぬぬ

○縁起一巻 宝亀元年の草創の事を記し貞観年中より寿永年中まで
古書小説ぬぬ世ぬ多く世ぬ伝ぬれ縁起ぬり古ぬ年の奥書ぬ建永十九
年十一月十三日依法水流傍如故等所宜之條状門宝町蔵反書写和
勅命由小路入道義将被挑玉葉集風雅集千載古書ぬ尚寺社ぬを記ぬるの皆世書ぬよぬ

延喜主税式

紀伊國正税云云祐河寺料四百束

玉葉集

花衣かぐぬれ山ぬ咲ぬてぬんぬれかぬ月とぬぬよ

此歌ハ素盞嗚法師いまゝ出あ[illegible]ゝ作[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

章朝臣任奉爲　殿下所始行也頃之出御於便所移御御
船國司獻御菓子御酒等臨昏著御市御宿御儲同初

狭衣物語

かりやすがはらおぼしたまへるやうにてんをうむ思ひ給へ繼たるやう
ふさうしへぞ日よりはしへ給へるなれど思ひくらべ
おんぶりい給へる云々すがはらで給へおまへの杉山の
岩ぶかの流ぶどうぶ石山をぞ覗給へるやうそうを
ぐ申さぬよろしへれもいかにさ給はんずもいかにさ
そうそうあり

源平盛衰記云　維盛出屋嶋參詣高野付粉河寺謁法然房事

權亮三位中將維盛八中將此次ぞ粉川寺へぞ彼系々給此寺八大
使小子と云し人我粉の補陀落八是也と蓮を待べる所な
り云々法然の比小松殿熊野參詣の次ぞ彼寺に參り給ひ
るに書を給へる打札あり今一度又の日詣給へんと思い
出給ひ彼札を御覽ぜ墨摺ぞ墨摺ぞ墨摺の狀を
見給へども墨盡と云字ばかりハ用て墨を入れぬ有しか
ばかりに筆を給へ是を法然上人の御手跡なりを代の形見
也と云ふ事ばかりもげふ義ぞ思召御覽ぞ入り觀音の
御前ぞ參籠して此所しばしけるは給を人來くれば參籠しなり有
給るがあ申げるぞ人來給へ法然上人の給へるを代て法然
方よりと言給へぞ法然上人の給へるを代て法然
いと三位中將ぞ參給へ無くて初何事に入寺し給へるぞと問
問給へぞ此間參佛法門の後儀なりしを代て細ぞ問答しぞ
ぬ云々

山家集

さまざまのうらをうまれとて山ぶかき
はしらしたてさぞをいでくてはけ
ふ粉川へまゐれるあはれ山ふか
沙石集　さばくりまして粉川へまゐりけ
おのれる人のる息の悪粉川寺にて身をまりて後彼母はふ後るり
爲ぞ又又れを法を川の流を法の中ぞ彼母はふ後るり
まてよりの何あさびしくくるうちれ事父事法叢の中ぞ彼児のこ名ぞうり
してうち後しまれ

別を歌の中ぞ流ぞ泪川神のくもりぐくけんとも形
彼児ぞ母ぞ歌の中ぞ流ぞ泪川神のくもりぐくけんとも形
さいぐくりまりぞ母ぞ歌ぞ流ぞ泪川神のくもりぐくけんとも形
雪玉集　粉河施音寺ぞ詣ぐ部ぞ給ぞ粉ぞ
くりまりぐくけん寺号八十一面の千手觀音の文字施音の二字八光

院門陸奥の神の名部北方

南町より出る
車樂の圖

かゝりの車樂町こゝろ
十二三だかゝ出る皆〳〵
笑やうふ志く甚ゑ〳〵

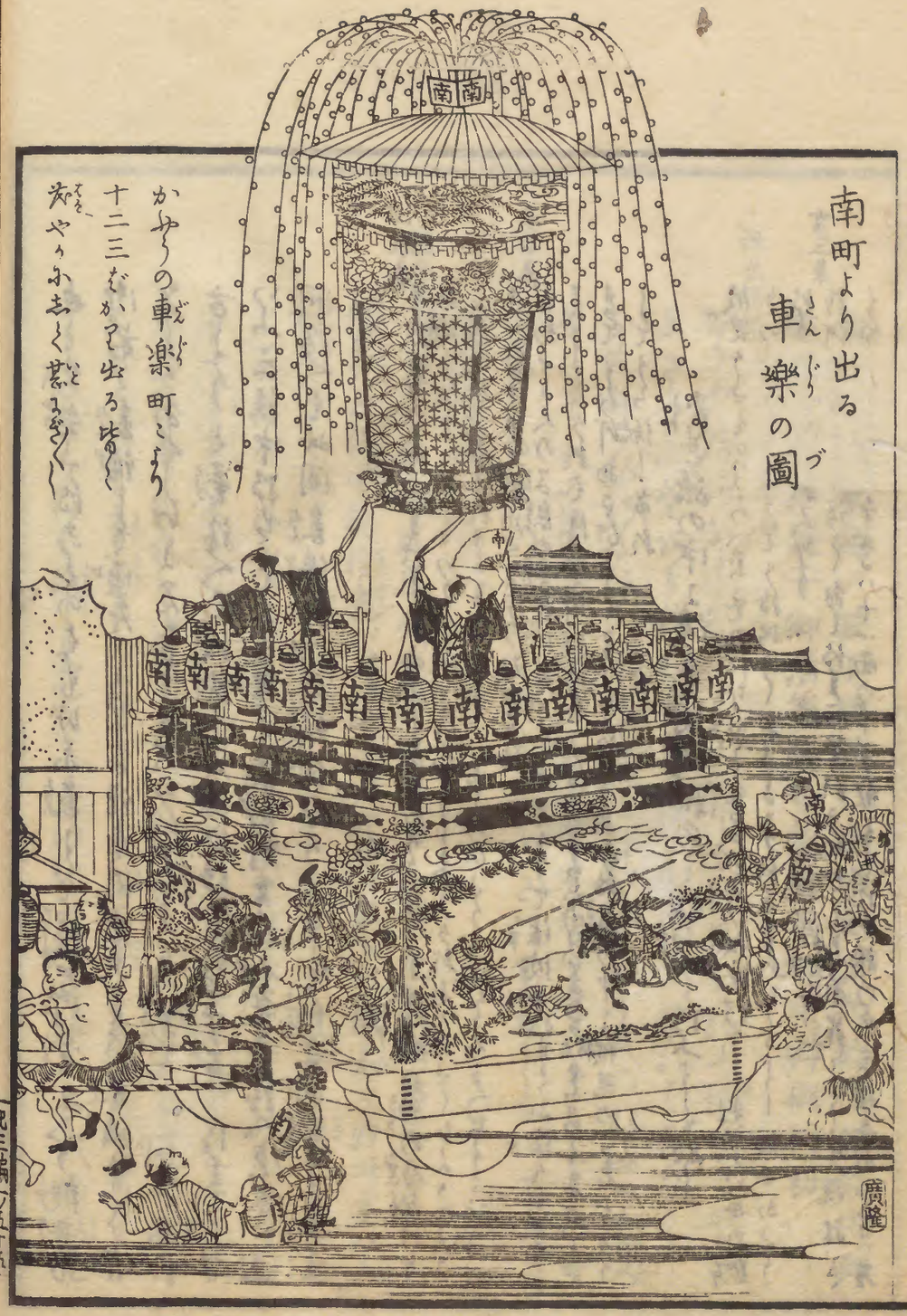

芳槎

尘〳〵を
入ても
涼しや
祢の
條悦

国立公文書館
National Archives of Japan

粉川祭禮の圖

大国屋
中文村
赤毛村
芝元持
粉川獅子人
神焼王子
レンジャク
ボリカ衣
ミヤコ舞衣
御考附冊衣
一山大元七僧
清隆

粉川神主
中宮子
帆方
大長刀モチ
神浮
粉川伯座
粉川獅子
御池坊
児子
一山大元一老

其二

神太鼓
面着
神楽獅子
神馬
神太鼓
中山村
児玉郡
花咲人
見子
虎頭

面着
獅子
神馬
花咲村
児玉郡
花咲人
神太鼓
神輿
安産子
神楽太鼓
花咲村神主
花咲村神主
花咲村神主

国立公文書館
National Archives of Japan

粉川車樂の圖

狸尻や
くふハうさ妄の
乱ふ汗
風袋
洛 琅玕庵
子篤

乃文字として寺と云一字もなんぞ古文字と云る歌人の筆ゆゑ[illegible]
[illegible]
法のあらたなる○城くづれてもあらいの水のうつるかな
[illegible]
[illegible]
[illegible]

示現補陀歳轉渓山僧獨觀曉鐘音尚懸圓月一輪影
照破人間塵翳心

亞槐通躬

○粉川　源風猛山より出て粉河の内を流れて大門前にて
中津川と合流し粉河の里中を流れて紀州川へ入る
八景詞云
あらいそ那賀郡の名所なり玉藻あれ出て茅渟こゝ橋あり
所寺の前より大門乃ゆへ出西川と合し て名所坂の名所を西へ杉井を
過紀和寺こゝに紀の川と合し粉河長者乃女
子の出家いとをしやし 給へり
よりて次のこゝ はまた一名袖ひつとまゝでこゝて粉河ちとあつて○ちらつゝ
ゆ原時しも河の邊に夕かゝりて白波洋々とあれ出るみぞ中をて紀川上
八粉河寺なりとはぐれ出る林こゝりて幸なるを粉川と
縁起に曰 ゆへ粉河のあれ出る
あるこゝに ゆへ粉河のあれ出る
あるこゝに ゆへ粉河のあれ出る

翰林學士爲範

粉川清流

塵纓堪濯寺門前法水悠々横一川往昔清流浮白粉

佳名千歳遠相傳

紀二編二十二

黄門公福

太上天皇一昨日廿六日幸
吉野之間明日廿七日所有
御泰御所之後
[illegible]

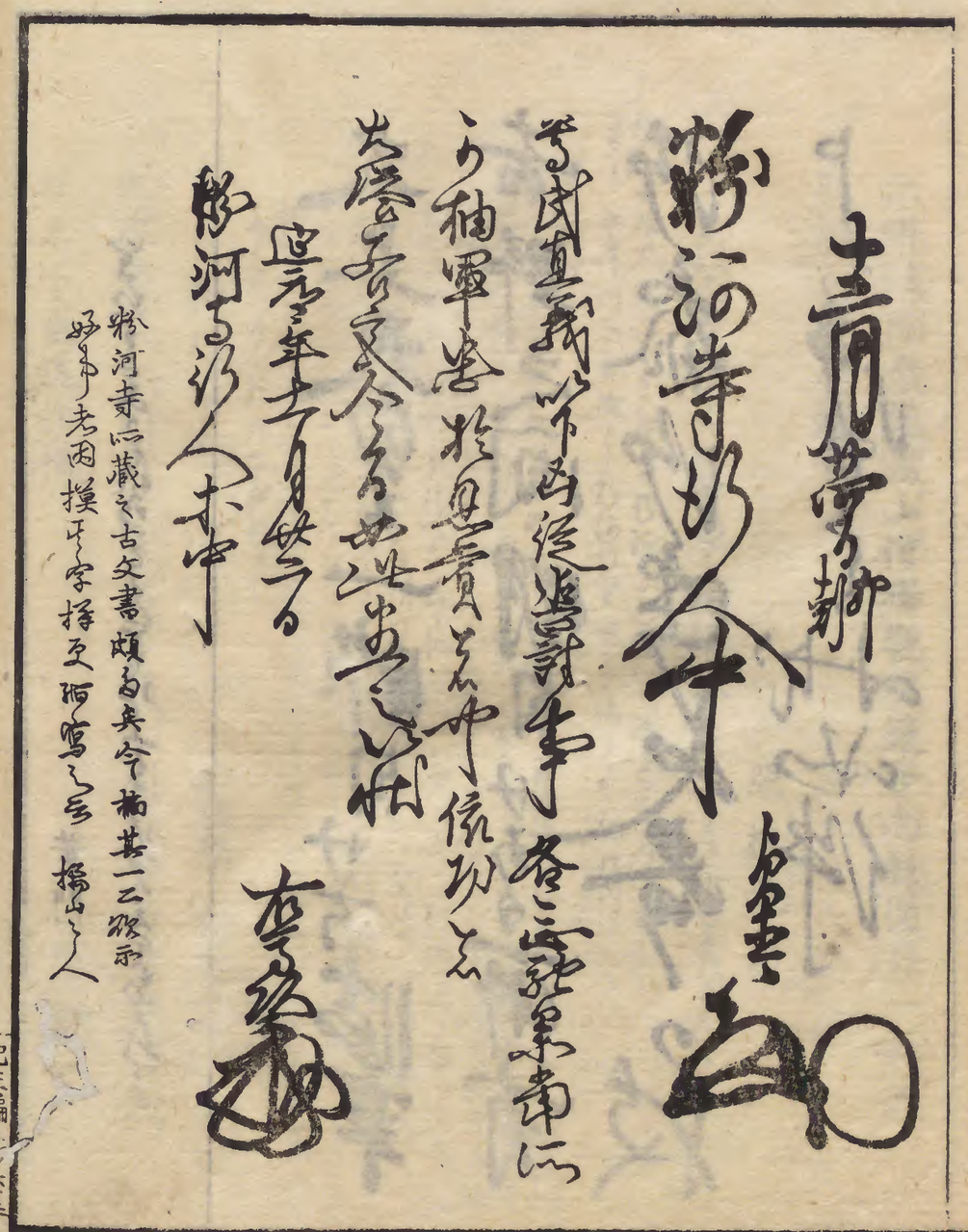

古戦場 寛正元年六月畠山尾張守政長畠山右衛門佐義就と紀ノ川に戦ふ政長自殺せんとせしに義就次弟自殺せしと称し其遺を求めて義就を敵視し代官として中村弘盛を中村城に保し之を攻めんとせしに義就僅に免れて退く

猿岡山 粉河寺の境内にあり後世民居城の跡なり城跡東西一丁南北十間許

天照皇大神宮 粉河寺の大門の前にあり楠の大樹あり東家粉河の内小村の氏神なり猿岡山の麓なるを以て別当を大神寺と号す

鎌垣船 紀ノ川の通船をいふ猛垣船粉河の名乃郷名なり

延喜民部式

年料別貢雑物紀伊國 紙廉七十斤 猛垣船九隻

鎌垣行宮址 粉河村の東畑の中にあり今小丘の形ばかり残れり

續日本紀云

天平神護元年冬十月甲戌進到紀伊國伊都郡十八日乙亥到那賀郡鎌垣行宮通夜雨墮

御所芝 同村にあり行宮の東二丁ばかり

花山法皇白河法皇熊野御幸の日粉河寺に御系詣あり

其時の俗人乃跡といい伝へ

紙王舞田 [illegible]

相傳へ紙王々本粉河の産ふく那より生まれ来り釈

死ありて因りなりぬとこそて紙王此地に住り釈の因をて

牢獄乃内小居るさ多せしより生絶を今に牢の内

といひ立宮といて又牢城ちかの丑新に対面社を乞

ひく釈尊をたすけ所を今に舞田といひ伝へ紙王此地に

ありしを紙王小[illegible]曲とよんでうり [illegible]

籠祇王

今も粉河田中村に紙王社あり又中村に林氏支

配乃小堂ありて尊像に紙王紙女の墓とて碑あり

是ハ紀州粉河の行基菩薩ゆ和泉郷に林の何某と云ふ一敵味方

いうちうにあり多数を集め狼藉をなす伏分捕小生捕の人数もいと中にいまだ

若き者共一人石捕義舎させ所の地下人に移け書をとる忘れ

ん[illegible]数逆しては中畧自然義を形られ[illegible]

[illegible]村の者共を義舎せんとて中畧[illegible]

[illegible]の侍兵[illegible]年[illegible]多治父を持

の科[illegible]

紀三編 [illegible]

[illegible]て今[illegible]

河の里に[illegible]中畧[illegible]

[illegible]中畧[illegible]

[illegible]中畧[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

陽山彼乃ゆきゆくをうれ[illegible]

いつ[illegible]への玉ぬき[illegible]とうゝ[illegible]の[illegible]の[illegible]庭に蓮生

清[illegible]つゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ひ[illegible]ゝ[illegible]を

年を経て[illegible]やまのそん[illegible]樹ゝ[illegible]樹ゝ[illegible]のこるむゝを

陽山彼大[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

撥其佳境三十景以爲一帖題曰木水奇勝遍請諸君詩畫之私答神靈誘我之意云其不求諸它邦而得以吾州人士者則欲便其知南中之風流亦足以文其境也

名草川 杉川正暦宮御小そ水無瀬川ともいふ冨士岩村西芝小を流れて紀川に入る

鎮西満隆城址 下丹生岩村に在り満隆家を義人左衛門尉大内義弘君地を迫ひ余じて之を殺し終に揉むに附満隆高陵に葬して左迫を遂ひ手を絶と

幸山大神宮 上丹生岩村に在り丹生巳所明神を祀る杉河

當社ハ丹生津比賣大神赤穂山乃布乃比と以て所より此地に遷幸なる附里人ら往を慕く御寢殿と せしより大神天野小鎮坐し給ふ後も其神靈を崇めて奉る神と此村の名を丹生屋と以て御寢殿を建し故なり其後杉河寺ハ鎮守に勸請せしより彼御所あり額を近衛某公の筆なり正一位勲八等丹生大明神と書し給へり

紀三編一 六七

ありと和州より出る紀城乃孤村水門と和歌浦となづれる所あり魚肥より漁家免乃後士の棹さし船人の長風に帆をあげくよる あり漕つきて乃紀ハ ら式ら紀もゼ鑑路山吹あと百花乃盛り 笠ハ細流あるの坂焼陰の を行く男女農夫の ゐぐ悠欲牧笛ハ重打く川面の系ゑ ら ー か く

紀川風帆

羽林中郎將實全

千頃琉璃浸大虛紀川勝狀一望初輕風吹送春帆影
花岸鷗洲畫不如

前八坐公長

汐来る海中も出る紀の川風乃追風ふきえそ

木水奇勝序

巨鹿木村孝撰

窗梅送香溪鶯操音日已亭午凭几而撫喰鬚偶爲睡魔所魅欻然同諸君泛小艇在木水上一篙之所攜丹崖翠壁俊堤遶洲回首眺望嶺頭冬雪岸上春花斯須而丹烏至頃刻而白雁來四時之佳景一船之壯遊或洗盞而酌或扣舷而歌每値一勝画人畫之詩客詩之雜以國風之詠逸興之所發不覺叫快忽爲小童所駭起俄然而覺暮鴉閃閃返照紅歛夫木水之勝海内所共知而吾紀國之人殊有文之者蓋非不能也慣見而未之奇也余也生長其地亦後不得不爾意者山川之靈其或欲便睡魔誘吾黼黻其勝歟由之觀之今之一覺毋乃大覺乎且夫黄梁赤壁託夢言之昔人之設辭良有坎哉嗚呼夢裡之清興睡後之歌詠不可不以記迺

藤嵜

両岸排闥走涓潔
孤立芙蓉嵩峭絶
脚浴太川混々流
上頭半腹不留雪

魯峰山人

者無相違可勤仕也此外致緩怠時者為寺家不背罪科之
由依衆議下状如件

文明九年丁酉六月七日　　宿老年頭　宗禪　判
　　若輩年頭　知範　判

一和尚法印審尊　判
二和尚僧都聖尊　判
三和尚僧都明義　判

○墨俣　同社神宮寺ヲ義む氏ヲ三ケ村の靡ぶれるの支配して忌部と号し天
徳建長以下の古文書数百通を蔵り村中第一の宝しに歴応の巻ぞ
ぴ十数件あり毎年正月十一日に後神前ヲ繞り第年生れる男子所者を
まつあり書に式あり中にあり其巻を図るに文明十八年より
今天保七年までの間出生れ男子の名を一年も脱ることなく連綿と
あり今伝いる所の文明以下ちれども此の例とのいり老中の
人名文明より天正慶長まで名を今と大ふ異にして指腹をぐきゆり大
抵慶長あろよりいとハまぐ某丸と記ぐ某丸某義丸某
古丸の類ちりまれども丸ハ多く書面に記ぐ常と呼ふ事ハ
あるべき世ちは各村ちかく侍ぐ丸ぐ多く使用し所ぐを
ぶりん尚村ちに古風を伝へ今ちりの方へ作田郷清瀬等ぐ
せる世ちに教ぐ所ぐ神所ぐ年号及ぐ花の字を書ぐ世ちり八ぐを他の書ぐ

左子右ん

永正十一年正月十一日　井夕　左ゑ門五郎　柿次郎丸

永正十二年正月十一日　平内左ゑ門　乙石丸

永正十三年正月十一日

枝ゑ子　左ゑ門九郎　柿丸　井夕孫左ゑ門　入道丸

富士濤　御道の南にあり紀川の岸巖

紀川より突出す怪巖頭に巨樹多く垂蓋凌霄根を結び枝を攀て流るゝのぞみ蒼翠掬すべし東南より孤島あり長さ百余許碧岸白沙寺勝かぶさなり島の側に富士石立て川中に特起せり寺石あり名づけて富士寺と号す名づくる所紀川の長流舟中此美景世間を称第一とす

粉河寺八景の詞

粉河寺より南二里まゝ紀川あり東より西へ流れ行程二十里なり

光明院　本山の良社方山と又六丁行よりあり寺の奥院なり堂宇やゝ傾き頃年修復の新ふ白雲あるべきを社八庫裡の蔵紀ふ

文人墨客乃徘徊の地

つゝき遊閑の寺なり

至一上人誕生地　西河原村かぶ明神の神主上人蔵とあり蔵の中に至一上人及び母の石像あり蔵の中に至一上人と書し上人八種食べ舞ひとゝぐも徳生の地なれを

永正九年七月廿一日と書し上人八種食べ舞ひとゝぐも徳生の地なれを

借書乃為ゝ石像を造ゝ

釋尊寺　西河原村にあり　本尊釋迦牟尼如来　作彫なるべし

真言古義　古仏あり

什物至一上人真影　弘法大師の筆なり上人を恵信と号す　慈安

元年九月東山園月禅師御筆あり書籍多し

馬宿村　街道の北にあり最明寺附近に上人を恵信と号す

宇野若狭守城址　市場村の東山上にあり若狭守

天正年間の人なり

名子新蔵人城墟　同村にあり新蔵人は高山家の麾下

永禄の比戦死す村人村人子孫あり

産物桃子　粉宿村にあり繁しゝて味甚美なり形巷のわるくして出

名子大明神社　宮安村にあり祭神は実を結ぶべしと

十一ケ村の産土神山王神祭内廃絶

當社八丹生大明神八幡大神特場明神を祀るなり社殿多く

建並び中央に特場明神乃新向石あり紀国造補任の時来師

ようの帰路当社に詣ぜられ古例とす

宮伏川 又静川と云 或は志津川と書 伊勢郡名所図会より抄 宮伏村より紀川に入る 或は宮伏村より紀川を隔て向ふそうぐを流れの地と云

古代國造讃補記

曆應三年八月廿九日爲丹生社志津川御解除經雄山川邊著粉川宿九月一日秉燭時刻有志津川御祓新たに於川西向巽方御坐祓後流鮭内人役其後改御裝束是系図にあり

菅原永津故居 其地伊勢

三代實錄云

元慶六年十一月己巳紀伊國那賀郡人主殿權助從五位下菅原朝臣永津男七人女七人改本居貫左京四條

紀伊國名所圖會二編巻之壱終

国立公文書館
National Archives of Japan